

## 立命館大学大学院文学研究科

## 博士論文審査要旨

田邊 正 俊

## 『主観性批判と主観批判をめぐる一考察』

——ハイデガーの主観性批判、ニーチェの主観批判を  
手がかりとして——』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇九年九月二十五日

審査委員

主査 日下部 吉信

副査 服部 健 二

副査 谷 徹

## 論文内容の要旨

本論文はプラトン以降二五〇〇年にわたって遂行されてきた西洋形而上学を「西洋(近代)の主観性の形而上学」として断罪する20世紀最大の哲学者、M・ハイデガーの議論を受けて、それを再検討する立場から、「主観性」(Subjektivität)の西洋哲学への登場、主観性に基づく「パースペクティヴィスム」と「解釈学的状況」、「存在と時間」における「良心」と『ヒューマニズム書簡』や『哲学への寄与』における「エアアイグニス」(Ereignis)、「ヨーロッパのニヒリズム」、「運命的歴史」

(Geschichte)と「物語的歴史」(Historie)、「近代の科学技術文化と「ゲ・シュテル」(Ge-stell)、主観性の強化と主観の空虚化・匿名化(「畜群」と「ひと)」、主観性と「存在の故郷」(Heimat des Seins)など、主観性をめぐる哲学の諸問題を西洋二五〇〇年の哲学史的展望のもとに論じる意欲的な論文である。論者はこれらの諸問題を、「西洋近代の主観性の形而上学」を徹底して批判したハイデガーの議論(ハイデガーの主観性批判)に加えて、ハイデガーに先立って主観性の顕在化である主観を徹底して批判したニーチェの議論(ニーチェの主観批判)を手がかりとして論じる。本論において論者の意図するところは、従来必ずしも明確に区別して論じられていなかった「主観性」(Subjektivität)と「主観」(Subjekt)を峻別した上で、主観性原理の圧倒的な支配のもとにある近代世界の深刻な問題状況の中にあつてなお「主観性」と「主観」(人間)の新たな関係がありうるか、その係わりを問い直すことである。本論文は以下の九章からなる。

第一章「主観性と主観のかかわりについて——ハイデガーとニーチェを手がかりにして——」

本章においてまず最初に主観性概念の由来がギリシア・ラテンの *hypokeimenon* - *subjectum* 系譜においてたどられる。しかしこれらの概念が近代的な「人間」・「主観」の意味に決定的に転じたのはデカルトの *ego cogito* (思惟する我) によってである。そのことによって存在があらゆるものを対象化する「主観」と対象化される「客観」に二分化される西洋近代の主観性の形而上学が確立したのである。もとよりこういった哲学を徹底的に批判したのはハイデガーであるが、論者はその前段として西洋形而上学全体を「プラトニズム」として俯瞰したニーチェ哲学の意義を強調する。

第二章「前期ハイデガーに対するニーチェの影響について」

本章において論者は主観性の思考様式の典型としてニーチェの「パースペクティヴィスムス」(Perspektivismus)を取り上げる。そしてそれがハイデガーの前期の『ナトルプ報告』における「解釈学的状況」(hermeneutische Situation)に影響を与えたとする。ただニーチェは「生の光学」としてパースペクティヴィスムスを論じたのに対し、ハイデガーは現象学的解釈学という学的方法としてそれを語ったという点が異なる。

第三章「良心論の放棄と主観性批判の先鋭化をめぐって」

本章において論者は『存在と時間』において語られていた「良心」がなぜ後期の『ヒューマニズム書簡』や『哲学への寄与』においては語られなくなったのかという問題を問う。それに代わるものとしてハイデガーが後期においてひたすら語るようになったものが「呼び求める促し」(Ereignis)であるが、その理由を論者は、前期においては「良心を持つ」と意欲する」(Gewissen-haben-wollen)という表現にも現れているようにハイデガーはまだ意欲、すなわち主観性の立場で思索していたのに対し、後期においてはそれから完全に脱却した存在からの呼び求めに聴従する立場に立つて思索したためであると解釈する。

第四章「ニヒリズムという問題事象——主観のゆきつく先、主観性のゆきつく先——」

本章はニヒリズムの問題を論じる。哲学において「ニヒリズム」をはじめて語ったのはニーチェである。「ニヒリズム」とは一切の価値が無価値になることであり、それをニーチェは最高の価値である神の死と共に不可避なものとして語った。すなわち「ヨーロッパのニヒリズム」である。それはまた感性的なものよりも超感性的なものに優位を置き、超感性的なものから感性的なものを価値づけてきたプラトニズムの崩壊と

いうことでもある。これに対してハイデガーはニヒリズムを主観性の形而上学がたどらざるをえない歴史的運命(Geschick)と見、ニヒリズムを語ったニーチェを「西洋形而上学の最終形態」として位置づけた。論者はハイデガーのこの議論を全体として受け入れつつも、ハイデガーの見方によってはニーチェの思索が持つ可能性が汲み尽くされていないと論じる。ニーチェはニヒリズムの彼方に想定される幼子の「生成の無垢」もまた語っていたのである。

第五章「主観性と歴史をめぐる諸問題——GeschichteとHistorieのかわりをめぐって——」

本章では主観性と歴史の関係が「運命的歴史」(Geschichte)と「物語的歴史」(Historie)の違いを通して論じられる。ニーチェもまたドイツの歴史主義を批判した。しかしそれは歴史の過剰が生を阻害し、弱化するという観点からのそれであった。ハイデガーは歴史を存在との関係で問題にする。存在からの送り、存在からの「生起」(Geschehen)、それが「運命的歴史」(Geschichte)である。そういった観点からハイデガーは歴史を単に過去の出来事の記述として扱うに過ぎない通常の歴史を「物語的歴史」(Historie)として却下した。このハイデガーの歴史の捉え方に論者は、存在は自ら生起＝性起してくる(sich ereignen)のであり、人間は生起＝性起してくる存在を受け止めることが許されるのみであるという後期ハイデガーの思索につながって行く一貫した考え方を見る。

第六章「現代における主観性支配の形態(一)——ハイデガーの技術論を手がかりにして——」

本章はハイデガーの技術論を論じる。近代的技術(Technik)はギリシア的概念「テクネー」(τέχνη)に由来しているが、古代の技術概念と近代のそれとの間には決定的な違いがある。それは近代の科学技術は一切のものを前に立てる(Vorstellen)主観性原理に基づいているということ

であり、そこから現出する世界は立てられたものの集合、すなわち「ゲ・シユテル」(Ge-stell) であらざるをえないということである。「ゲ・シユテル」は存在から完全に遊離した世界であり、そこは荒廃とニヒリズムの支配するところとならずにいない。論者はこのハイデガーの技術論の見地から、今日科学技術文化の行き過ぎや問題性が指摘され、また自然破壊や環境保全が問題とされているが、あれらの批判や主張もそういった事態が「主観性」という西洋形而上学の内的原理から発していることを完全に見落としていることを指摘する。

第七章「現代における主観性支配の形態(二)——主観性と主観のパラドックス、主観性の強化と主観の空虚化・匿名化をめぐる諸問題——」

本章において論者は主観性原理の強化は必然的に主観の空虚化・匿名化というパラドクシカルな事態を出来させずにいないことをニーチェの「畜群」やハイデガーの「ひと」(das Man) の議論を交えて論じる。その現象的現れが労働者が交換可能なモノとして使い捨てにされる派遣切りの問題や公道における無差別殺人事件などの今日の社会に見られる極めて現代的な事象である。現代社会に頻発するあれらの問題事象もすべて「主観性」という西洋形而上学の宿業的原理から発していることを論者は指摘するのである。

第八章「主観性批判の限界——主観性から逃れた「存在の故郷」はありうるか——」

本章は初期ギリシア哲学論である。ハイデガーはソクラテス以前の自然哲学を主観性の支配を免れた「存在の故郷」(Heimat des Seins) として望郷した。論者はこれに対しては懐疑的で、いかにピユシス(自然)を問題とした初期ギリシアの思索といえども、人間が扱う以上、主観——客観図式の二元論を免れることはできないと結論する。論者の見方によれば、主観性は初期ギリシアのピユシスの哲学にまで及んでいるのであ

る。

第九章「主観性／主観の可能性をめぐって」

本章は、フッサールの相互主観性の議論、トム・ロックモア、アラン・ルノー、メルロポポンティ、ヘルマン・シュミッツなどの現代ドイツ、フランスの個体重視、身体重視の哲学、木村敏の「あいだ」の議論など、ハイデガーと同時代ないしハイデガー以降の主観性に係わる議論の俯瞰である。これらの俯瞰によって論者の意図するところは、主観性を放棄するのではなく、主観性との係わりを問い直す手がかりを得ることである。

本論文の各章の要旨は以上の通りであるが、本論全体にわたって論者が追求している論点は、上にも記したように、「主観性」の再検討、「主観性」と「主観」の新たな関係の構築ということである。確かにニーチェやハイデガーも論じるように「主観性」は西洋形而上学の宿業的原理である。近代世界の諸問題はすべてこの原理から発していると言って過言でない。しかし、われわれ人間が主観性であらざるをえない以上、「主観性批判を引き受けた上での主観性の再検討(主観性の引き受け直し)こそが、そしてその上での人間・主観というあり方の問い直しこそが、主観性によって支配された歴史の先端に立つわれわれ人間にとって避けられない課題ではなからうか」と論者は本論文を結んでいる。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は西洋形而上学の全体を視野においた雄大なスケールを持った論文である。また西洋形而上学の内的原理である「主観性」の問題を正面から問うものであるだけに西洋哲学の根本問題を問う試みともなっている。また同時に主観性原理によってゲ・シユテルと化した近代世界の諸問題も議論の俎上に載せている。それだけに本論文は審査において多

くの議論や問いを喚起せずになかった。

ニーチェの立場を主観性の極致として批判するハイデガーの哲学に関する問題、ハイデガーの実存概念の問題、フッサールの立場が「結局は自我に帰って行く」とされている問題、本論文における個体概念の問題、本論におけるレーヴィットの引用はその論旨から見て適切と言えるかどうかという問題、主観性の強化が主観の弱体化に結びつくという本論の主張の是非、「ひと」と「現存在」は双方向的という本論の捉え方は適切か否かという問題、ゲ・シュテル (Gestalt) の議論と主観の空虚化の議論はパラレルと言えるかどうか、言えるとするれば、Ereignisの問題はどう位置づけられるのかという問題、本論の言うように人間尺度説がテクネー的志向性に係わるとすれば、人間尺度説はピュシスとの係わり合いの中で成立するということになるのかという問題、ハイデガーはフッサールの相互主観性をどう見ていたかという問題、言語化はイコール対象化と言えるかどうかという問題、ハイデガーの良心論と両大戦におけるドイツの敗北の問題など、多くの質問が公開審査の場において提起され、議論された。

その他にも多くの意見が本論文に対して出され、検討されたが、本論文が西洋形而上学の根本問題を問うものであること、またニーチェやハイデガーの主要著作はもちろんのこと、哲学史上の様々な哲学者の諸文献を渉獵した上で二五〇〇年の西洋形而上学の全体を俯瞰して展開された論文であること、また主観性に係わるハイデガー以降の諸議論も視野に納めて展開された論文であること、同時に現代世界のアクチュアルな問題に哲学的に切り込んだ論考であることに鑑み、本論文は学位論文として認めるに十分値する論文であるとの評価で審査委員全員の意見が一致した。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の審査は二〇〇九年十二月二十六日午後1時より本学学而館の第二研究室において約2時間30分にわたって公開で行われた。

申請者は本学大学院文学研究科西洋哲学専攻博士課程後期課程の在学期間中に、実存思想協会、関西倫理学会、立命館哲学会などにおいて、三度の学会発表を行った。また本論文に先立ってすでに三本の学術論文を世に問うている(『立命館哲学』第16集、二〇〇五年、第17集、二〇〇六年、第20集、二〇〇九年)。また本論文における英語、ドイツ語文献の処理などから十分な外国語能力を備えていることが確認される。また本審査委員会は公開審査の場における質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい哲学的知見を有することを確認した。

以上の諸点を総合的に判断し、本審査委員会は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、申請者に「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することを相当と判断する。

三浦 俊介

## 『お伽草子の研究』

——『貴船の本地』を中心に——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一〇年三月四日

審査委員

主査 中西 健治

副査 黒田 彰

副査 中本 大

## 論文内容の要旨

本論文の構成は以下の通りである。

## 第一部 貴船神社の信仰伝承

第一章 貴船神社の信仰と伝承

第二章 貴船神社の撰末社

## 第二部 『貴船の本地』の研究

第一章 「貴船の本地」の鬼の名―法華経との関連―

第二章 お伽草子における転生再会の方法

第三章 「貴船の本地」と地鎮の呪法―家を七七に造ること―

第四章 正月に鬼を食うこと

第五章 五節供に鬼を食うこと

第六章 鬼殺しの年中行事―五節供・門松・左義長―

## 第三部 お伽草子と扇の絵解き

五八

第一章 お伽草子と扇の絵解き

第二章 『はいかひ』絵巻の成立

## 第四部 お伽草子の表現

第一章 お伽草子の慣用的表現―「虎伏す野辺」をめぐる―

第二章 渋川版御伽草子の会話引用表現

本論文はお伽草子「貴船の本地」を中心に多角的かつ総合的に研究した意欲的な労作である。まず第一部は貴船神社の信仰の歴史の展開に関する研究、第二部は「貴船の本地」の注釈的研究、第三部はお伽草子を絵画の観点から見たいわば文化史的研究、第四部はお伽草子の表現を考察した論考になっている。論文の叙述量を形式的に見れば、当然のことながら第二部が46%で、次いで第一部が30%を占める。つまり本論文の約8割が「貴船神社」と「貴船の本地」に集中した論考になっていることを示している。そもそも貴船神社は賀茂川の水源に祀られていることから、治水、祈雨祈晴の神として古来から信仰を集めてきた神社であり、複雑多様な伝承、説話に彩られた空間でもあった。そのことを明確に反映している作品としてお伽草子「貴船の本地」がある。この作品は神社そのものの記録ではないが異なる豊かな民間の伝承時空として貴船神社が意識されていたことを物語るものであることをよく示している。およそ作品を正確に読もうと試みる場合にもっとも問題となるのは、そこに記された文言であることは言わずもがなのことではあるが、中世の民間信仰に根ざした御伽草子に関して言えば、その文言の背景に庶民信仰が深く根ざしていることが読解の大きな問題点となる。本論考はその根幹に集中して課題の解明に費やされていると言っても過言ではない。とりわけ第二部の「貴船の本地」の研究の第一章での鬼の名前の考察、第二章における転生再会の方法、第三章の家の地鎮法に関する考察、第四章

の正月に餅を食うこと、第五、第六章の五節句をはじめとする年中行事に関することの考察は、民俗学研究の成果を駆使し、さらに仏典を用いての考察から、鬼の名前が法華経に由来することを実証されているものである。

以下、論文の順に第一部から評する。

本部では貴船神社の信仰と歴史的な展開の考察に力点が置かれ、種々の資(史)料を駆使して論じられている。

第一章 第一節では貴船神社が古く大和国丹生川上の祭神「罔象女神」を勧請したもので、賀茂川の川上の神として崇敬をうけるようになったことを「日本紀略」や「続日本後紀」に記された貴船神社への祈雨止雨記事、吉田兼右撰「二十二社註式」、さらには後拾遺集や新古今集の歌で確認し、その歴史の深さを確認している。

第二節では従来ほとんど指摘されたことのない貴船神社と伏見稲荷神社との関わりについて論じている。梁塵秘抄・卷二に「貴船の内外座は、(中略)白専女、黒尾の御前はあはれ内外座や」とある「白専女」「黒尾」は共に伏見稲荷大社にも見えており、前者は現在の「白狐社」、後者は「青木大神」の別名として確認できる。このことを伏見稲荷大社関係の信仰史に関わる諸資料や研究書から裏付けている。

第三節ではかつて貴船神社に存在した「黒尾社」の「黒尾」の正体は烏とも狐とも狼とも考えられるが、共に伏見稲荷の古社から移されたのではないかと述べる。そのうえで折口信夫の説く石神信仰、狐の信仰の共通性を見て、「白専女社」のあったあたりには伏見稲荷の専女社が移された可能性を探り、今日の「吸葛社」の位置にあった旧「鈴市社」が「白専女社」の後身であろうとし、「鈴市」から巫女を引き出して論じている。

第四節では一般によく知られている沙石集・卷十の和泉式部・貴船神社参詣説話に描かれている「敬愛の祭り」を取り上げ、これと同様な祭儀が伏見稲荷でも行われていたことが「新猿楽記」を始め、「雲州消息」や「今昔物語集」にも見えることを指摘して、人々の信仰を集めていた両神社の共通性に触れている。

第五節は能「鉄輪」で巷間に流布するようになったと言われる「貴船神社の丑の刻参り」について論じる。史料としての「呪いの釘」は「未詳」もしくは「江戸時代以降か」とされるのに対し、三浦氏の父、三浦圭一氏の紹介された「勝尾寺住侶等重申状案」に明確に見え、この文書が「寛元四年(一二四六)十月十八日」の奥書を持つことから、鎌倉時代に遡ることが実証されるとし、「呪い釘」の存在が鎌倉時代に遡ることを論じる。

第六節は呪法としての「六字経法」に関し、東密事相書である「覚禪鈔」には呪咀神として貴船の社名が多く記されていることを指摘し、併せてそれには醍醐寺の憲深や頼瑜が関与していると説く。

第七節は貴船神社秘蔵の「貴船社人舌氏秘書」に収められているいくつかの神話を紹介し考察を加えている。それらには不本意にも上賀茂神社の摂社として歩むことになった貴船神社内部に伝えられている舌一族の管理に係る口頭伝承が色濃く反映されていると言う。降臨神話、遡源神話、氏族伝承など豊かな伝承がここに彩られていると結論する。

第二章は貴船神社の摂末社についての考察である。

「梁塵秘抄」卷二には「貴船の内外座は、山尾よ、川尾よ、奥深、吸葛、白石、白髭、白専女、黒尾の御前は、あはれ、内外座や」と、摂末社の八社を示しているものの、今日、この社の鎮座地や変遷などはほとんど知られていない。申請者は、貴船神社関係の論文では従来言及されたこ

とのない鎌倉初期の「丑日講式」、江戸初期の「貴船神社境内絵図」をはじめ、江戸中期の京都地誌類、賀茂別雷神社などの史料等を駆使してこれら諸社の古態や本質などを明らかにした。その結果、「山尾」「川尾」は本社付属の自然神であること、「奥深」「吸葛」は奥宮境内の呪咀神であること、「白石」「白髭」は本社境外南側の自然神であること、「白専女」「黒尾の御前」は奥宮境内の稲荷系狐神であって、これらの撰末社がすべて四対の神格を持っていることが明らかにされたのである。また、「貴船神社境内絵図」を検討した結果、「山尾社」の場所が特定できたり、奥宮に記された「いつなの宮」によって貴船神社が京都における飯綱信仰の拠点である可能性があることも付論している。総じて文字資料だけでなく、近世の絵画資料を分析することで得られる知見の有益性が確認されたのである。

## 第Ⅱ部 『貴船の本地』の研究

そもそもお伽草子の形式的特色は、短編であること、耳で聞くもの、筋が明確であることと言われる。これを作者の側から言えば、新しい読者や教養の低い読者にさまざまな知識・教養を与えるという側面がある。「文字や言葉をおぼえ、故事来歴を知り、知識を得、道徳を身につけるため」(市古貞次氏説)の作品群の典型的なものが「貴船の本地」であることから、本論文の第Ⅱ部に示された各章はその源を究明すると位置づけられよう。

第一章では登場する家族の名称(父・藍婆惣王、母、毘藍婆王、姉・十羅利、妹・こんつ女)が法華経陀羅尼品に見える「十羅利女」に由来することを述べている。具体的には、父「藍婆惣王」の「藍婆」が「妙法蓮華経」巻八「陀羅尼品」第二十六に見える「十羅利女」の名前に由来していること、そして「貴船の本地」に描かれる「藍婆惣王」の食人鬼と

しての形象は同じく「法華経」の観世音菩薩普門品にもあり、この形象を承けていること、母「毘藍婆女」も「法華経」陀羅尼品に見える十羅利女の二番目に挙げられる鬼女であること、人間の男と契つたために父に食べられた姉「十郎御前」もまた「法華経」陀羅尼品に記す「十羅利女」そのものであると説いている。妹「こんつ女」も同様、「法華経」陀羅尼品の「十羅利女」のうち九番目にある「臯諦」であろうことを御伽草子「きまん国物語」の「かうた女」「かうたい女」との類似から考証している。これらのことから「貴船の本地」がその成立において法華信仰の一拠点である鞍馬と深く関わっていることを意味していると指摘する。

第二章では「貴船の本地」をはじめ「鶴の草子」「あま物語」などにみられる転生再会の趣向について論じる。これらの作品の背景は異なるものの、それらが異類との出会い、交際、別れ、無惨な死、異類と変じての再会、婚姻の成立、その後の煩悶等が基本的な話型となっている、いわゆる「転生再会異類婚姻譚」であると捉え、そこに神話や昔話とは一線を画する物語としての方法があると指摘している。

第三章は「貴船の本地」後半の、鬼国からの襲来を防ぐため明法道などに通曉した博士たちが鬼封じの呪術を施すという場面にある「七七四十九間の家」という記述に関する考察である。諸本間での揺れを視野に入れつつも、ここには「家を七七に造る」方法がかつて存在していたことの痕跡があると見て、真言宗の「土公供作法」の「屋敷地取作法」、修験道の「地鎮祭法」、九州地神盲僧の「屋敷図」、日蓮宗の「法華頭妙法」の「地割本説相伝」などや、論者が所蔵する「法華頭妙法」の編者である日久自筆本の「七七の図」を引用しつつ論証した画期的見

解である。

第四章は前章に続く「貴船の本地」に見える「正月に餅を食う」こと  
によって鬼の来襲を防ぐという記述がいかなる民俗的背景に依っている  
のかを究明するものである。

第五章は鬼の来襲を防ぐための節分行事と五節供行事を記す「貴船の  
本地」に即して、主として「簠簋内伝」と「壺囊鈔」を引き、両書に見  
られる思想との共通性に注目している。陰陽道のテキストとして南北朝  
期から広く民間にも浸透していった「簠簋内伝」巻一に記された五節供  
の考え方、後者の巻一の「五節供事」に「或古記」として引かれてい  
る記事とが、共に「貴船の本地」と共通していることを論じ、中世から  
近世期にかけてそれが広く年中行事として普及しつつあることを実証し  
た。

第六章は第五章に取り上げた「簠簋内伝」の五節供のうち、門松、左  
義長について民俗学的手法を用いて広く種々の資料や伝承を収集し、南  
北朝以降に陰陽師たちによって広まった「簠簋内伝」の儀式体系が今日  
に残存していることを論証している。

### 第三部 お伽草子と扇の絵解き

貴船の本地には主人公である三位中将さだひらが扇に描かれた美女を  
見て恋の病になるという記述がある。第一章ではこの「扇の絵解き」に  
ついての考察を、他のお伽草子四作品（「花鳥風月」「衣更着物語」「十本扇」  
「はいかひ」）に及ぼしてみた結果、扇に描かれた図様から主題を的確に  
読み取る力、先行文学への理解のほどを確かめる性格があると判断され  
るとし、「扇の絵解き」が物語の重要な展開の契機になると同時に時代  
の文芸思潮を深く反映する手法であることを述べる。この考えを具体的に  
に実証するべく、第二章では「はいかひ」一作品に絞ってさらに詳細に

検証している。そもそも大阪市立美術館蔵「はいかひ」絵巻は、申請者  
三浦氏が学会に初めて翻刻・紹介したお伽草子であり、申請者によって  
内容紹介のみならず錯簡を糺した形で復元もなされた作品である。団扇  
に描かれた扇絵には伊勢物語や源氏物語の一節が引かれ、仏教的な背景  
や和歌、犬追物などの言説がちりばめられて、当時の時代色がにじみ出  
ている。申請者はこの絵巻に描かれた図柄と伊勢絵との交流があること  
や、左右反転して源氏絵に導入されることもあることを論じ、絵巻がい  
かに発生するかを知ることのできる作品でもあることを多くの図版を引  
用しながら証明している。

### 第四部 お伽草子の表現

古典研究の究極は注釈作業に求められる。三浦氏はここでお伽草子に  
見られる疑問のある語句や語源についての注釈を試みる。対象を「虎伏  
す野辺」という慣用表現に絞ったうえで、その意味の変化を論じている。  
「虎伏す野辺」とは、離れ行く者を引き留める覚悟の程を誇張する意味  
で古く拾遺集に用いられている語である。「虎伏す野辺」は「梵天国」  
や「鉢かづき」における用例をはじめ中世の作品でも用いられている  
が、洪川版「浦島太郎」では見覚えのない故郷に驚く場面で用いられ、  
原初的な比喻表現に戻った用法もあるという。

第二章では洪川版御伽草紙二十三篇の会話表現についての考察をめぐ  
らせている。会話を明確化する際の表現形式を会話文の無い浜出草紙  
を除く二十二編の会話文の引用形式について精査し、それらを七つの類  
型に区分し検討している。その結果として、たとえば「と」＋発話動詞  
の型が顕著であること、「申しけるは（申すやう）」と申しければ」の型  
が多いこと、「とて」＋「申す（のたまふ）」の用例が多いこと、を指摘  
している。そして「蛤の草紙」「文正さうし」の会話文の前後に同一発



話動詞が多く採られていること、「物くさ太郎」に動詞や「と」引用の無い会話文が多い特殊な形式であることを結論としている。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は「貴船の本地」がいかなる背景のもとに成り立っているかを、貴船神社の信仰の展開と歴史的な事実をきわめて綿密に考証し、また、作品中に描かれる記述についても民俗学的観点や絵画史的観点から多くの史料を駆使しつつ論じ、さらに表現手法をも加えて学位請求論文として提出されたものである。本論文によって解明された多くの点があり、今後は本論文の諸考察を踏まえて「貴船の本地」のより深い注釈がなされるはずであろう。とりわけ第Ⅱ部第三章の屋敷地取作法についての背景を解明した点は画期的見解である。本論文の主たる観点は貴船神社の信仰や伝承、史的解明を明らかにすることに主力が注がれるあまり、お伽草子の中に描かれている貴船神社それ自体の分析や、作品としての表現の持つ意味等に関連させた考察がやや手薄になったために、標題とのいささかの齟齬をきたしている。また、後半の第Ⅳ部は詳細な検討をしつつも、肝心の「貴船の本地」の表現の分析を対象として取り込んでいないという若干の不備を含んではいる。今後に残された課題である。

審査委員会は、各章についていくつかの課題や問題点を指摘したが、これに対して的確な回答と自身の課題とする旨の意欲有る態度が表明され、今後の展望が期待された。お伽草子を生み出した歴史的思想的背景を詳細に分析し、これらの成果に加えて民俗学的見地からの考察や文献学的手法によって「貴船の本地」を徹底的に考究し解明した点は高く評価できるものである。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年一月三十日（土曜日）、午後2時から4時まで、学而館第二研究会室で行われた。

申請者は、本論文に関連する多くの論考を学会誌等にも発表し、すでにその学術的手法について学界でも定評を得ている研究者である。また本学をはじめ、いくつかの大学で講義や演習を担当し、後進の指導にも尽瘁している真摯な教育者でもある。これまでの研究成果に加え多くの新資料を組み込み、お伽草子の「貴船の本地」に特化して新たな論考を書き加え再編することにより、より詳細な研究に仕立て上げて纏められたのが本論文である。公開審査時の質疑応答によっても、試問内容に的確に応答し、博士学位に相応しい能力を有することが確認された。また、英文による長文の要旨も正確であり、引用史料から申請者の中国語（古文）への十分な力量が窺える。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

審査委員会は、本論文に関する評価、論文審査の結果、その他関連する業績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第二項に基づき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

山本欣司

## 『樋口一葉 豊饒なる世界へ』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一〇年三月四日

審査委員

主査 木村 一信

副査 関 礼子

副査 中川 成美

### 論文内容の要旨

本論文は、十二の章でもって成り立っている。各章の内容を、以下に、要約することにした。

#### 第一章 「正直は我身の守り」―「大つごもり」を読む―

まず、お峯や伯父の安兵衛一家の特質として、「正直」という徳目の真摯な実践に注目し、それが近世中期以降の民衆思想の主張と軌を一にすること、権力に対する抵抗の論理となり得ることを明らかにした。また、やむなく主家の金を盗み、追いつめられたお峯の「正直は我身の守り」という台詞が、不誠実な御新造に対する彼女の心性の批判的組み換えを象徴的に示すものであり、「正直」を旨とするお峯の内面の変貌のドラマがそこに描かれていることを明らかにした。先行研究において、強者の前でなすすべもなく怯えるだけの女性として捉えられてきたお峯の人物像の再考を試み、彼女の主体性を浮き上がらせたものである。

#### 第二章 「たけくらべ」の方法

「たけくらべ」の前半を通じ、信如像の虚像性が形象されていることを論じた。大音寺前に暮らす子供たちに共有された誤解が、長吉の捨て台詞を契機にふくらみ、信如は空虚な中心というべき特異な位置を占めるに至るのである。後半で、信如への想いを美登利が深めるのも、そのような誤解にもとづくものであった。ところが、美登利の想いは、閉じた生を営む臆病な信如に受け止められることなく挫折し、彼女は「変貌」の日を迎える。以上が、大音寺前で演じられたドラマとして明らかになったものであるが、本論では、語り手がドラマをいかに屈折させ、読者の印象を操作しているかという観点から考察を加えた。

#### 第三章 売られる娘の物語―「たけくらべ」試論―

「たけくらべ」をめぐる論争をたどりながら明らかになったのは、美登利の変貌の原因を初潮とする見解の背後に、性的な〈成熟〉によって〈子ども〉／〈大人〉を分割する近代的パラダイムがひそんでいるということである。初潮を迎え、〈大人〉になるまで美登利は無垢で、娼妓の世界への参入を猶予されているとアプリオリに前提されてきた。ところが、佐多稲子氏は初潮にそれほど大きな意味はないとして、女性のセクシュアリティをめぐる神話に疑問を投げかけた。性暴力による変貌を主張した《水揚げ説》は強い説得力を持つ。だが、佐多氏も含めたこれまでの議論には、公娼になるべき娘として、実際に美登利にどのようなプロセスで、立場の変化がありえたかという視点が欠けていたであろう。日本近代公娼制をめぐる歴史的事実に目を向けた時、娼妓とは親によって売られた娘であったことがわかる。美登利の変貌が「身売り」によるものであり、「たけくらべ」の含意する残酷さから目をそらしてはならないと論じるものである。

#### 第四章 「たけくらべ」と〈成熟〉と

「たけくらべ」八章に登場する「若い衆」に注目し、民俗学・歴史学の知見をもとに、それが共同体の秩序を支え、祭りの中心的な担い手となる「若者組」とよばれる年齢集団であることを確かめた。そして、それに比し、「横町組」を、「子供組」として位置付けるとともに、大音寺前の男子にとつて十六歳前後における年齢集団間の移動、「若い衆」への加入がすなわち大人になることであることを指摘した。それは、日本の伝統的な社会において、普遍的にみられる成人のあり方であった。このような視点から、本論では、近代的〈子ども〉観・セクシュアリティ観の強い影響下にある従来の「たけくらべ」把握、すなわち、〈子ども〉が、〈成熟〉により無垢を喪失し、〈大人〉になる物語といった見方を批判した。

#### 第五章 「たけくらべ」の美登利

内容の把握にやや困難さを伴う「たけくらべ」について、その構成(章)を時系列にしたがって並び変えた表を作成し、さらに春・夏・秋・晩秋といった季節ごとにまとめたあらすじを付し、整理をしておいた。また、娼妓になるべき娘として、わずか数カ月間に美登利が経験したこととはどのようなものであったのかについて、私見を述べた。

#### 第六章 「冷やか」なまなざし―「ゆく雲」を読む―

上京青年と下宿の娘との恋という、日本近代文学にしばしば登場する類型に方向づけられるかたちで読者の想像力が働く結果、「ゆく雲」研究は、混乱をきたしてきた。しかし、「ゆく雲」のコンテクストを掘り起こすことで明らかになったのは、いわゆる恋愛小説の枠組みを無化するような設定がなされていることである。造り酒屋の跡取りとして、学問への執着もなく軽薄な人物として設定された桂次の抱く恋情や葛藤は、空回りして当然である。自作自演の悲恋物語に酔い、語り手からも揶揄される桂次の存在は、この小説において表層的なものにすぎない。

彼に「冷やか」なまなざしを向けるお縫いの孤独にこそ、「ゆく雲」の主眼がある。

#### 第七章 過去を想起すること―「にぎりえ」を読む―

「にぎりえ」冒頭に配された手紙をめぐるやりとりについて、先行研究が長く誤読をつづけてきたのはなぜか。たしかにわかりにくくあるものの、馴染み客に向けて、せっかく書いた長文の手紙をお力が出さずにいたこと自体は、お力と朋輩の会話から素直に読み取ることができる。にもかかわらず、まったく違った文脈のエピソードとして、このやりとりが受けとられてきたことから浮かび上がってくるのは、お力という酌婦に対する、多くの読者が抱く無意識の期待である。お力は、ながらく特権的な存在と見なされてきた。お力の言う「今ここ」に注目し、「新開」に生きる一人の酌婦として、お力が他の酌婦と同様の苦悩を抱えていることを確認するとともに、五章の後半や六章で、お力が唐突に口にする〈家族の記憶〉を通して、彼女が何を訴えているかについて明らかにした。さらに、お力が過去を想起することの意味について考察を加えた。

#### 第八章 お力の「思ふ事」―「にぎりえ」試論―

お力は「新開」随一の酌婦であるが、それゆえにまた批判の対象となり、空虚な生を強いられることになる。本論においては、彼女の苦悩を浮かび上がらせたうえで、先行研究において意見のわかれる、お力の「思ふ事」とはどのようなものかを軸に、「にぎりえ」の構造と主題を明らかにした。小説全体を貫くかたちで順次明らかにされる彼女の「思ふ事」とは、苦悩に満ちた自己の生を「宿世」として諦観しようというものがあった。ところが、諦め切れない苦悶のうちに、お力は非業の最期をとげることになる。そういった哀れな女性の生きざまを訴えるところに、「にぎりえ」の特質がある。

#### 第九章 「十三夜」論の前提

「十三夜」に対する根強い批判として、離縁を求めて登場するお関の結婚生活が客観的な視座から描写されていないというものがある。そして、彼女の訴えに欠陥を見出し、さまざまな面で落ち度のある者としてのお関像が提出されてきた。本論は、フェミニズム批評や明治期の「期待される女性像」を視野に入れ、玉の輿としての結婚がお関にとってどのような意味を持っていたか、彼女の結婚生活がどのようなものであったかを明らかにし、お関像把握における先行研究の偏りを正そうとするものである。

#### 第十章 お関の「今宵」／齋藤家の「今宵」―「十三夜」を読む―

離縁を決意し、実家へ帰ってきたお関が結局翻意する理由として、先行研究に指摘のあった点は、彼女にならインパクトをあたえるものではなかった。息子への愛情や弟の出世への配慮、満足感に浸る両親への遠慮など、すべて踏まえたうえで、それでもなおお関は離縁を切り出したのである。ここを出発点として、お関の離縁の「決心」の位相が、苦難に満ちた、引き裂かれたものであること、そして、「今宵」が、懐かしい実家の温かい人間関係の象徴といえる十三夜であることに注目し、二律背反の問いに縛られたお関がなぜ、良人のもとを飛び出したのか、彼女の翻意にどのような意味が込められているのかを明らかにした。また、お関と録之助の邂逅の意味や、両親にとって「今宵」の出来事がいかにほど重い意味を持つのかを考えた。

#### 第十一章 出会わない言葉の別れ―「わかれ道」を読む―

本論は、中心人物であるお京と吉三の關係が、先行研究において把握されているように、心の通じ合ったものでなかったことを明らかにしたものである。近世から連続する都市スラムの「新網」出身で孤児の吉三は、つねに差別的な眼差しにさらされ、否定的な自己意識にとらわれる。「心細さ」をどうしようもない彼は、目の前に現れたお京に精神的にの

めり込むが、彼女の支えにはなりえない。お京も結局、吉三の寂しさが理解できない。同じ時間、同じ場所を共有しながらも、二人の言葉が出合わないまま別れを迎える点に「わかれ道」の特質がある。

#### 第十二章 物語ることの悪意―「わかれ道」を読む―

「わかれ道」においては、娘である「町の物語」と、母親である「美尾の物語」が、なかば独立した形で描かれる。それらはストーリー上の要請で接続しているというよりも、別の意図をもって並列されていると考えるべきである。たとえば、語り手は夫と娘を残したまま失踪する美尾の物語を、事実を曖昧なままに語ることで、読者の関心を美貌の人妻・美尾のセクシュアリティに収斂させる。また、不貞をはたらいていると噂に巻き込まれて傷つけられる町の、奥様としての贅沢でふしだらに見える日常を、誤解を誘いながら語ることで、読者の反発を誘っている。事実を明言せず、あえて曖昧で誤解を誘う語り方を採用することで、夫や子どもを捨てるという道を選ばざるをえなかった美尾の葛藤を隠蔽し、さらに、悪意ある噂により翻弄され、傷つけられる町への読者の同情を封じ込める語り手は、読者自身も噂の渦に巻き込み、町に悪意を持つよう仕向けているのである。「わかれ道」は、噂というものを戦略的に取り入れた、たくらみに満ちた小説なのである。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇一〇年一月九日（土）、午後2時から3時50分まで、学術館第二研究会室において公開で行われた。本論文の審査結果について、主査・副査の意見をまとめて記すと、以下の通りである。

本論文は、基本的に作品分析を主として展開されている。きわめてオーソドックスな作品解釈の方法を用いて、緻密に作品を読み解いている。作品論の一つの典型となり、えていっていると云ってもよい。ここに見られる論

者の読みは、説得力を持ち、論の組み立て、導き出される主題も妥当と思われる。それが通説を批判し、論者の独自の意見が提示されていて、納得させられるものとなっている。そこに、さらに論者は、民俗学や社会学などの援用を試み、解釈に奥行きをもたせている。これが、本論文の特徴であり、優れるところでもある。しかしながら、なお、課題として残された点や論じきつていないところも、まだいくつか見受けられる。以下に、本論文の長所と短所とを具体的に取り上げていき、論評を加えたい。

上記の要約からも知れるように、本論文は、樋口一葉の小説のうち、後期作品の「大つごもり」、「たけくらべ」、「ゆく雲」、「にぎりえ」、「十三夜」、「わかれ道」、「われから」の七編について論じている。本論文十二章のうち、「大つごもり」、「ゆく雲」、「わかれ道」、「われから」は、それぞれ一章を割いて論じられているのに比して、「たけくらべ」は第二章から五章までの四章分が費やされ、また、「にぎりえ」、「十三夜」は各二章分ずつという構成である。いささか、一冊の書物としてまとめられるには、バランスを欠いているとの印象が拭いきれない。それぞれの作品論としての内容は、着眼点、問題設定、論の展開、結論など、説得力のあるものが多く、その意味からも構成上の不備は惜しまれる。さらに、本論文には、「序論」、もしくは「はじめに」にあたる章がなく、また、「結論」、「おわりに」もまた同様にない。したがって、いきなり本論に入ることになり、論文の全体像の見取り図を欠いたまま読み手は論を読み進めていかなければならない。本論文のタイトルである「樋口一葉 豊穣なる世界へ」の「豊穣なる」の意味するところも、全体を通読したあとから読み手が類推で持つて理解を加えるといったことになる。この点も、論文構成はもとより、読む側への配慮を欠いた瑕疵といえよう。

各論にわたって論評をしていこう。まず、各章の論の冒頭文が、いきなり核心に入るかのような始まりになっていることに注意してみたい。たとえば、第一章は、「お峯が罪を犯すのは不可避であった。」、第三章、「明らかであるのは、美登利が三の酉の日に境に突然変貌したということ、それだけである。」、第七章、「お力を特権化することなく、『にぎりえ』を読めないものか。」といった具合である。評論ならば、こうした各章の冒頭の一文はある程度、読者を引き付けるための役割を果たすべく意図されているであろう。が、論文の場合、いかなるものであるかとの感がする。オーソドックスに、作品についての書誌や事実の説明、また、問題点の提示などから始めるほうが形式としてはそのないよう

に思われる。

しかしながら、論者の論文の特徴は、実はこうした冒頭から作品の中心点にいきなり楔を打ち込むかのような論じ方をするところに存している。それぞれの論文は、読み手に平板さを感じさせることなく、ダイナミックに進められていく。第一章の「大つごもり」論は、本論文全体のキーとなる論考である。「大つごもり」を、「金銭をめぐる抑圧と解放のドラマ」として読む定説に対して、正直一途の下女として生きていたお峯という登場人物が、主人の理不尽な扱いから盗みを犯し、それが露見するに至ってそのような理不尽さに対して抵抗を試みようとする、いわば「主体の変貌ドラマ」として読もうとしている。そのことを端的に示すのが、論の始まりの一文であったのである。これは、これまでの「大つごもり」論が、前田愛によるテキストの全体把握に基づいた決定打ともいべき論に呪縛され、それ以後ほとんど新しい論が出ないままになつてきたことへの大きな一撃になったといえよう。その意味で、構造から主体へという道筋を示したことで、テキスト研究における解釈の可能性を開いた点は高く評価できよう。ただ、安丸良夫氏の著書を参考に

しながら、「日本の近代化とそのにない手となった支配階級の改良的分子」(『日本の近代化と民衆思想』)とみなせる「石之助」の意味付けが不十分であったことは残念である。「石之助」の作中での役割を論じることで、「主体」への転換という山本論文の主張はより説得力を持ったはずである。

本論文の中心をなす「たけくらべ」については、五年にわたる論考四編がまとめられているが、ここには四編を集めた長所と短所とが如実に表れている。たとえば、第四章では、論者は、長吉の役割を「子ども集団」から「若者集団」への移行期にある存在として捉え、そのような近代以前の制度の中に息づく十六歳の若者としての長吉を生き活きと再現させた。一方、第三章で論者は、遊郭の娼妓となる存在としての美登利の、その悲劇的な生に読者の注意を促している。それでは、近い将来、共同体の若者組の頭となった長吉に買われるかもしれない可能性のある美登利とその彼の双方が同時に存在している物語の構造をどのように理解すればいいのか。論者は、むしろ、この点にも意識的であるようで、「最後まで語り手は、パラドキシカルな存在として、矛盾に満ちた言葉を投げかけ、読者の目を欺こうとする。そこにはあらがいがたい何かがあったということであろう」と指摘している。ここからは、各「たけくらべ」論を補完的にする作用が見られるが、一方、ここにいる「何か」についての言及はなく、さらに踏み込むべき点の弱さが垣間見られてしまう。

第七章の「にぎりえ」論は、本論文中の唯一の書き下ろし論文で、論者の冒頭に言う、「お力を特権化することなく、『にぎりえ』を読む」という問題意識が結実した好論である。ここに見られる独自性は、多くの読者が解釈を試みるお力の「思ふ事」を、その内容が何であったのかという詮索ではなく、想起される現在との関係において位置付けたことである。つまり、お力は、過去のつらい家族の光景がトラウマになってい

たから語ったのではなく、源七との関係が破綻した故にそのような過去が現在において想起された、と捉えなおしたのである。

「十三夜」論を論じた二編の論文は、力作である。が、ジェンダー論の援用を試みてはいるが、その解釈にやや問題が残り、かつ、論者がこの論を学会誌に発表したのが数年前であっても、その後学界で公にされている「十三夜」論の重要な指摘は、本論文をまとめる際に引用し、自己の論文に補訂を加えるべきかと思われる。

総じて、「大つごもり」、「たけくらべ」、「にぎりえ」、「十三夜」についての各論は、いくつかの点において課題は残るものの、それぞれ先行研究をきつちりとおさえ、丹念に作品を分析し、新たな解釈を試みており、すぐれた一つの達成を示している。

地道にこのような作業を成し遂げた論者による本論文は、博士論文として評価するに相応しいといえよう。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

審査委員会は、本論文が、十分な説得性のある論を展開し、独創性と体系性とを併せもっていることを認めた。提出された英文要旨も正確であり、論文中に引用された史料等から、中国語(古文)への力量も理解された。また、本論文はすでに出版されており、学界でも高い評価を得ている。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第二項に基づき、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

外村 彰

『岡本かの子の小説〈ひたごころ〉の形象』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一〇年三月四日

審査委員

主査 木村 一信

副査 安 森 敏 隆

副査 中 川 成 美

論文内容の要旨

本論文には、岡本かの子の小説に仏教思想と同時代の言説がどのように撰取され、内在しているのかを主たる問題点として、実証的な方法を使い、作品を考究した十編の論考を収めている。また、全集未収録のものを中心とした資料紹介とかの子の読書歴を編んだ年譜も併せて構成されたものである。

岡本かの子文学の特質は、独自の仏教観をバックボーンとした生命認識の、人間の生の諸相を通しての表現にある。自我を肯定的に表出する短歌、ある対象に生涯執着する一途な人物を描く小説の多くは、そうした特質を顕著に表わしている。かの子の小説に形象される登場人物の多くは、理想追求を介して、自己の生命の高揚感を志向している。この情熱を、かの子の短歌の言葉を採用し、論者は、〈ひたごころ〉と表現した。かの子文学を貫流する〈ひたごころ〉の形象を探ろうとするのが本論文の問題意識である。

六八

文学と仏教の融合を意図していたかの子は、真摯な没頭により生ずる境地を、宗教と芸術の結節点として重視していた。また、個の生命の意志が次代に継承される様相などにも関心を寄せていた。本論文は、こうした問題点と、かの子の、主に小説を執筆していた同時代の社会的問題との関連、さらに海外の文学の影響も併せ見ることから、作品の読解を試みるものである。

序説「仏教性の内在と時代相の隠喩」では、二つの問題点を指摘している。一つは、仏教研究者でもあったかの子が、仏教思想をどのように理解し、いかなる方法によって文学に融合させようとしたのかという点である。もう一つは、日中戦争下の昭和十年代の言説が、かの子の小説に隠喩的に取り込まれているのではないかという点である。

以下の各論において、文献の搜索、実証を徹底させながら、仏教思想と同時代の言説が、かの子の小説構造にどのように機能しているかを中心に論じている。

「第一編 文学的助走期―大正から昭和初年代」は、二章からなっている。大正期にかの子が初めて発表した散文作品は童話であり、晩年の小説に通ずる構想を見出したことと、仏教の師であった高楠順次郎の「法の文芸」観の提唱に呼応するように、かの子が、のちに『散華抄』にまとめる仏教文学を公表したことを論じている。

第一章「初期童話の構想―「赤とんぼ」「秀子の人形」「テスの話」遡及―」は、最初期に発表された三編の童話を取り上げる。全集に未収録の作品である。三編の作品に共通するのは、誤った方向に注がれた愛情が正しいものになっていくという構成である。「迷妄の浄化」と名付けられるが、これはのちの小説群のテーマである、「煩惱」の「菩提」への転化の原型といえるものである。

第二章「岡本かの子と高楠順次郎―雑誌『アカツキ』の周辺―」では、

かの子に仏典を講義した高楠は、当時としては先駆的な仏教の芸術的表現と女性尊重を提唱し、前者を「法の文芸」の主張、後者を仏教女子青年会の設立によって推し進めていたことを論じている。そして、高楠は、かの子を「法の文芸」の実践者に育てあげるべく助力をする。

「第二編 昭和十年代の小説」は、三部構成になっている。第一部「仏教性の内在」は、三章立て。

第一章「『花は勁し』——『成就身』への変容——」では、「花は勁し」の仏教的解釈を試みている。活花で自己の「理想画」を表現しようとした華道家が、恋人の男性の心変わりによる精神的危機を経て、一途な情熱を活花にこめた展覧会を成功させるまでを描き出す。最後に華道家は花に変容するが、そこには仏典にみられる、花にたとえられた人格完成、すなわち「人華」の寓意が見出せた。

第二章「『金魚撩乱』成立考——靈験譚の構想——」では、「金魚撩乱」とその九年前に発表された靈験譚「大仏と小仏師」を比較考察している。「大仏と小仏師」は、「宇治拾遺物語」を原拠としている。法隆寺の観音像に魅せられ、仏頭を作っては失敗を重ねる小仏師は、「金魚撩乱」の主人公に通じる人物であることを論証した。そして、この視点から、「維摩経」の啓示を得て、かの子は作品を造型したことを次章で論じたのである。

第三章「『金魚撩乱』と『維摩経』」では、仏典「維摩経」のテーマでもある大乘仏教の思想「煩惱即菩提」が、作品に内在していることを論じる。作品の主人公は、愛欲に苦しむあまり、それを忘れるべく、新種の金魚作りに没頭する。失敗を重ね、欲や執着を捨てた時、理想の金魚が生まれる。花びらの記憶によって表現される「煩惱」や、理想の金魚の生まれる池は、「維摩経」の教えから構想されていることが確かめられた。

第二部「仏教性と時代相」は、全二章。

第一章「『みちのく』——『待つ』をめぐる——」では、作中の仏弟子の純真な心をもつ主人公と、生涯結婚せずに彼を待つ女性が描かれている。仏教の内在性からくる受苦と忍耐、また、当時の時代相である、「鏡後」の女性の待つという運命とが重ねあっていることを論証している。時代の言葉に寄り添った危うさがかげえもする作品である。

第二章「『河明り』——我執を包容する「南洋」——」では、南洋をめぐる描写のうちにある仏教思想と、時代的背景とを考察した。作品において、語り手の女性作家が仕事部屋として借りた家の娘の縁談を取りまとめるべくシンガポールへと娘とともに赴く。女性不信、厭人観にとらわれていた娘の許嫁は、南洋のもつ悠久性、「河」や「水」のもつ融通無碍さなどから、次第に心を開いていく。同時代の南進思想の影響もあり、作品の評価において、注意が必要であると述べている。

第三部「時代相の隠喩」も二章からなる。

第一章「『渾沌未分』——相克する表象、ロレンスの受容——」は、かの子の仏教Ⅱ生命観には、ロレンスの生命観の投影が認められること、近代的生活と自我滅却との相克に直面するヒロインの行動に、ロレンス「馬で去った女」との類似性について論じている。

第二章「『東海道五十三次』——『時代』の隠喩を視座として——」では、街道の往還や親子の描かれ方に、戦時期の国民精神高揚の言説を巧みに取り込もうとする戦略性がみられることを考察した。語り手の女性にみられる、次代に継承しようとする自己実現の夢と、旅に生きた父の遺志を継ごうとする息子を描く小説空間には、当時の日中戦争を長期にわたって遂行させようとする国家的意志との重なりが読み取れもする。

第三編の「資料紹介」においては、「Ⅰ 全集未収録資料」を集めた。三十六編の小説、随筆、短歌等を収録した。また、「Ⅱ 実業之日本社



版全集『付録』の紹介をする。そこには、かの子の遺作についての、夫岡本一平の「編集」についての言及もみられ、貴重である。さらに、「岡本かの子 読書・言及年表稿」を作成し、併載した。

なお、副論文「岡本かの子 短歌と小説の世界―主我と没我と―」にも、言及しておきたい。ここでは、本論文において考察の対象としえなかつた短歌についての論考八編と、論じ残した小説についての四編の論文、それに三編の補論がまとめられている。副題とした「主我」は短歌を指し、「没我」は小説を指す。かの子は、全短歌を通して自我の表出を試み、また、全小説を通して脱自我＝没我を描こうとしたと論者は考えている。そこには、仏教研究家岡本かの子と創作家かの子との激しい葛藤と融合とがみられるのである。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇一〇年一月十六日(土)、午後2時から4時まで、末川記念会館の第二会議室にて公開で行われた。本論文の審査結果について、主査・副査の意見をまとめて記すと、以下の通りである。

本論文は、大正期から昭和の十年代にかけて活躍した岡本かの子についての本格的な論考である。本格的と評したのは、かの子文学についての研究論文は数があまり多くないこともあって、全体を大きく見通した上での論考はほとんどないのが現状であるからである。本論文は、仏教研究者としてのかの子、また、童話作家としてスタートしたかの子、それに副論文においてであるが、短歌の実作者としてのかの子といった多面性を視野に入れて全円的に論じている点において、本格的との評を与えることができるであろう。また、仏典や、かの子が影響を受けた仏教研究者高楠順次郎の著作などに丹念にあたり、その作品との関連などを

実証しているところに本論文の真骨頂がうかがえる。同時代の資料への目配りも周到である。しかしながら、論証に不十分なところやいくつか論じ残した点などもあり、以下において、具体的に本論文の長所と短所などについて述べていきたい。

まず、最初に論者に確かめたことは、岡本かの子の文学は、いわゆる「護教文学」あるいは「傾向小説」なのかどうかという点である。また、そうでないならばどのようなところから、そうでないと言えるのかという点である。この問いに対して、論者は、かの子文学は「生命」をキーワードとしていて、これは「仏」に通じるものであるが、単に「仏教性の内在」にとどまらない、かの子独自のものが託されていると答えた。また、「家霊」や「老妓抄」に見られる「いのち」「いよよ華やぐいのち」といった表現には、仏教性と芸術性の見事な融合が見られると説明した。ただ、大正期に多くの芸術や学問分野などで流行をみせた「大正生命主義」との関わりについての言及がほとんどないことは課題として残ることを指摘した。

二番目に確かめたのは、論者の視点とした「同時代性」の問題である。「同時代の文化思潮」といった用語を論者は使っているが、かの子にどれほどの同時代の担い手意識があったのか、このことを論証しないと論が説得力を持ちえないことを指摘した。単に時代の「反映」にとどまるものではあまり意味がない。これにたいしては、作品「東海道五十三次」に同時代意識は顕著に現れていて、かの子には、「生命」への耽溺と同時に、時代や社会への溢れるばかりの共感を示すことがあり、その典型がこの小説であると、答えた。

以下、各論について言及すれば、全集未収録の初期童話について論じた点は、かの子の出発期を知る上で、試みとしては興味深い。しかし、童話それ自体のもつ価値といった観点からは、さほど意味を見出しがた

い。また、仏教性に関してもあまり独自のものはないようである。むしろ、この時期、かの子が力を注いだ「散華抄」についての本格的な論を展開すれば、より問題の核心が明らかになったかと思われる。もちろん論者は、「散華抄」の重要さは十分承知しており、言及を幾度かしているが。

二つの「金魚撩乱」についての論は、本論文中において中心をなすものである。作品の典拠となった仏典、古典などの探索とその比較考察、「維摩経」の影響のあとづけの論証、人物分析、先行文献への目配りなど、作品論としての完成度は高い。特に、霊験譚「大仏と小仏師」が「金魚撩乱」と関連があるとの指摘とその論証は、論者が初めておこなったものであり、注目される。また、当時の金魚をめぐる専門的な知識についても、諸種の書物を調べ、活用しているところなどいい。ただ、作品の主題が、「煩惱即菩提」という、論者が本論文中に繰り返し使う言葉でまとめられている点は、不満が残る。既成の仏教用語や概念に安易によりかかった感がする。これでは、かの子の作品が、みな同じものになってしまうであろう。「維摩経」の教えの根底に、この考えがあるにしても、文学作品の主題としては、ここでとどまるべきではない。

「みちのく」を論じた章は、短いものではあるがまとまりを見せている。この作品は、時代との関わりの危うさを感じられるところに、かの子の仏教性に収まりきれない個性が見られる。論者は、こうしたかの子の個性の横溢をより大胆に取り上げて、論評をさらに展開すれば、本論文がより活き活きとしたことであろう。仏教性に、無理に押し込めようとしているのは、本論文の特徴であり、かつ、弱さともなっている。

副論文においては、この点が克服されており、短歌についての分析、小説についての論評がきわめて適切になされていた。この副論文についても、副査に、短歌研究の専門家を加えていたこともあって、時間をか

けて質疑応答を行い、それぞれの論の提示する問題点、妥当性、説得性などについての議論を行った。

審査委員一同が同様に指摘したのは、資料の扱い方についてである。努力して資料の探索を行い、整理をし、紹介し、それに基づいて本論文をまとめたことを労とはするが、さらにそれを論の展開において十分に活用していない感が残っていた点である。たとえば、本論文末尾に置かれた「岡本かの子 読書・言及年表稿」は、手間暇のかかった労作ではあるが、これを活用して論をなすべきで、これだけではまだ意味を十分に持たないと思われる。

三三〇頁に及ぶ本論文と、三〇〇頁近くになる副論文とが、今回提出されたのだが、本論文は仏教思想の内在性を実証的に考察することと、同時代性との関わりに力点を置くことに軸を据えて論が組み立てられている。こうした視点の設定は、これまでの岡本かの子論にはない特徴を持っており、その点で高く評価をすることができる。一方、かの子の芸術性に関しての考察がやや手薄と感じられる側面があったが、副論文において、それがきつちりと論じられていたことを指摘しておきたい。総合的に言って、地道に先行研究にあたり、実証をもって論を組み立て、岡本かの子の文学についての全体的な考察として形をなした本論文は、博士論文と評価するに相応しいと考えるものである。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

審査委員会は、本論文が、十分な実証をもって論を展開し、独創性と説得性とを併せもっていることを認めた。提出された英文要旨も概ね正確であり、論文中に引用された史料等から、中国語(古文)への力量も理解された。また、本論文はすでに出版されており、学界でも高い評価を得ている。さらに、申請者は本論文を初めとして、多くの著書や学術

論文などを発表しており、十分な学識を有していることを確認した。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第二項に基づき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

鳥 木 圭 太

## 『リアリズムと身体』

——プロレタリア文学運動における  
イデオロギーの動態について——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一〇年三月三十一日

審査委員

主査 中川 成美

副査 浦西 和彦

副査 中西 健治

七二

### 論文内容の要旨

鳥木圭太氏から提出された学位請求論文「リアリズムと身体—プロレタリア文学運動におけるイデオロギーの動態について—」は次の目次によって示されるように、日本のプロレタリア文学、およびプロレタリア文学運動をテーマとする論文である。

#### 〔目次〕

#### 序 章

#### 第一章 物象化へのあらがひ

##### 第一節 「キャラメル工場から」の描いたもの

##### 第二節 「彼女らの会話」におけるリアリズム

#### 第二章 プロレタリア文学の射程

##### 第一節 「怒り」という感情の生成——中野重治「万年大学生の作

者に」について

## 第二節 感情と階級意識

### 第三章 組織論としてのリアリズム

#### 第一節 「党生活者」のリアリティ

#### 第二節 同情者小説としての「一年の記録」

#### 第三節 多喜二像のオルタナティブ——貴司山治「子」

### 第四章 社会主義リアリズムの行方

#### 第一節 窪川鶴次郎と社会主義リアリズム

#### 第二節 社会主義リアリズムの陥弊——森山啓「収穫以前」

### 終章

#### 第一節 イデオロギーとしてのリアリズム

#### 第二節 語り手の変転——佐多稲子「分身」

本論文で鳥木氏は一九二〇年代から三〇年代にかけて勃興したプロレタリア文学を対象に、そこに生じたさまざまな現象や運動、また作品生成の問題を調査し、プロレタリア文学作品とプロレタリア文学運動におけるイデオロギー闘争がどのような関係にあるのかを分析した。そしてそれは書く主体としての作家にどのような役割を与え、また作家身体はどのような影響を受けたのかについての考察がなされている。ここには文学理論の根幹をなすリアリズムに関する議論を、作家の主体認識をめぐる言説として捉え、それが強固なイデオロギーとして機能する過程を、運動内で交わされた文学論争や実作品の検討を通じて検証しようとする強い意思が漲っている。新しいプロレタリア文学研究の方向を指し示す可能性に満ちた秀逸な論となっている。

序章ではリアリズムを文学運動におけるイデオロギーの動態として捕捉するという本論文の手法について説明があり、問題意識の所在を明

らかにしている。リアリズムは日本近代文学においては、自然主義から私小説へという系譜をたどると一般的には理解されている。しかしそれは現実を認識する作家の意識の形態を問う言説でもあり、そこに表現主体の構築をめぐる普遍的な問題項が設定されていると筆者は考える。そうした意識は、特にプロレタリア文学において、権力機構との対決を余儀なくされる中で先鋭化されていったが、現代の我々がテクストに隠されたそうした意識を読み解くにはどのようなようにすればよいかという問題設定を試みている。本論文では小説をはじめとする文学テクストの読解を通し、そこから同時代の言説空間における作家身体との距離を測りつつ、両者の間に介在するイデオロギーの動態を浮き彫りにするという手法がとられているが、基本的にはそれによって人間の社会活動の根幹にある思想を分析するという目的を有することが、この序章で語られている。

第一章第一節では、佐多稲子の処女小説「キャラメル工場から」（『プロレタリア芸術』一九二八年二月号）を採り上げ、主人公ひろ子の息づく具体的な時空間の再現を通して、近代生産諸関係においてマルクスのいう物象化が一人の少女の身体を疎外していく過程を明らかにし、同時にこの物象化に対抗するものが、文学作品が描き出す日常に生起する感情の力にあることを示した。このようにプロレタリア文学は本来、単に主体認識の方途としてのみではなく、自己の主体のあり方の認識を通して、物象化過程から自己の主体を奪還するための方法を読者に教えるものと筆者は主張する。しかし、プロレタリア文学が文学運動へと編成されていく中で、必然的に運動の組織化が求められ、組織論が新たなイデオロギーとして作品に注入されていく事となるが、第二節ではプロレタリア文化運動が、左翼労働運動に包摂される過程を佐多の小説「彼女等の会話」（『戦旗』一九二八年七月号）を通して考察している。そこには後のナツプで提唱されるリアリズム理論の萌芽が見られるが、それは文学におけ

る感情の問題を、組織論の中に回収し捨象していくものであったと鳥木氏は概括する。そのことを「キャラメル工場から」との比較において明らかにし、プロレタリア文学運動におけるリアリズム理論が、主体認識の方法から単なる創作における現実把握の手法にまでおとしめられていく過程を氏は描出した。

第二章では、そうした主体認識を文学における具体的な実践として位置付け、そこから新たな主体の構築をめざした中野重治の初期詩作における感情創出の試みを取り上げた。第一節では中野の初期の詩「万年大學生の作者に」を採り上げ、これがイデオロギーの社会的な動態である「通俗性」に対抗する試みであったことを明らかにした。この「通俗性」こそがリアリズムの問題を組織論へと引き下げたものであると指摘、であればこそ、中野はそうした通俗性とも鋭く対峙しなければならなかったのを明らかにした。

第二節では前節を受けて中野の詩による感情の創出という課題が、どのような問題意識に基づくのかを考察している。中野における「感情の組織化」というテーゼは、芸術大衆化論争の過程で、単なる大衆獲得の理論へと引き下げられることになった。しかし、このテーゼは、これ以後も芸術創作における理論として中野に把握され、形を変えて実践されていくことを筆者は強調している。

第三章第一節では、小林多喜二の代表作「党生活者」(『中央公論』一九三二年四、五月号)を採り上げているが、これまで蔵原惟人の提唱するプロレタリア文学理論にきわめて忠実に書かれた作品であるとされてきた同作品を、リアリズムの側面から再検証した。そうした日常における規範意識にまでくい込むリアリズム理論は、強力なイデオロギーとして作家の身体・意識に作用することを指摘した。しかし一方で、すべての作家が一律に小林多喜二のような身体のあり方を獲得できるわけでは

なく、時として作家が意図する、しないにかかわらず、そうした規範意識に対抗する別の認識のあり方を提示することがある。そうした作品の例として、第二節では淀野隆三「一年の記録」(『詩・現実』一九三〇年十二月二十日、一九三一年三月二八日)、第三節では貴司山治「子」を採り上げている。「党生活者」「一年の記録」「子」を比較する事によって浮かび上がるのは、プロレタリア文学運動が単に教条的で、支配的なものとしてのみあったのではなく、それに対し、接近と離反をくり返しながら生起する個々の作家の意識のあり方の多様性である。この多様性の中にリアリズムの把握があり、この違いの中に作家主体の存立があることを作者は分析している。

第四章では、プロレタリア文学運動が組織としては崩壊した後、作家たちの理論的な支柱として流布した社会主義リアリズムの動向について、窪川鶴次郎の評論を中心として考察している。社会主義リアリズムは、爾来その評価をめぐっては問題が多く残されているが、鳥木氏は創作手法と現実および主体の認識にかかわる問題に読み換えて論を展開している。中でも、第一節で扱った森山啓から窪川鶴次郎へ引き継がれた社会主義リアリズム理解は、これを単なる世界観や現実認識の問題とはせず、創作方法と結びつけて、作家が自身の従属するイデオロギーから如何にして主体を解放するか、という自己変革の問題として提出している。第二節では森山啓「収穫以前」を取り上げ、ここで描かれる特殊な語り手の位相(ジイド『贖金つかい』的なメタフィクション構造)が、作家自身の主体のあり方と連動し、最終的にそれが横光利一「純粹小説論」や小林秀雄「私小説論」といった言説に代表される主体認識の枠組みの中に収納されてしまうことを明らかにした。

最終章は全体で明らかにしてきたプロレタリア文学とプロレタリア文学運動、すなわち組織論との狭間で作家主体はどのような葛藤をし、ま

たその克服としての自己回復をなしたのかどうかという事象にアプローチしている。ここで鳥木氏は佐多稲子「分身」(『文芸春秋』一九三九年七月、『文芸』一九三九年九月)という、プロレタリア文学運動の壊滅、転向問題、日中戦争期の人民戦線事件を経て書かれた作品を採り上げた。アイデンティティの動揺を抱える主人公である日中の「混血児」の表象、および語り手の位相の動揺を通して、作家自身の主体の動揺やプロレタリア文学運動崩壊後の新たな主体形成の欲望を鳥木氏は読み取り、それはプロレタリア文学作家のみならず、当時多くの知識人たちに共有された、「近代の超克」への志向とも重ねることができると結論する。結果としてこの作品は、ひとりの「混血児」の少女の問題意識を、「表象の暴力」(スピヴァック)によることなく描き出すことには成功しなかったが、主人公がその身に纏う「混血」という概念は、「階級意識」概念を通過させることで多くの「日本人」がともに担うべき課題として普遍化することも可能だったのであり、社会主義リアリズムの提起する課題として今に生きる我々にも遺されていることを筆者は強く主張して、同論文の結びとした。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は一九二〇年代から三〇年代に勃興し、政治的弾圧や社会的排斥を受けて短期間に消えていったプロレタリア文学、およびプロレタリア文学運動をその出発期から終焉期まで、作品を軸に展開したものである。しっかりとした基礎調査の力に支えられたその解説・分析は鮮やかであり、また比較的言及されることのなかったプロレタリア作家へ周到な眼を注いで、これまでのプロレタリア文学論の新しい展開を示した意欲的論文である。

ここで鳥木氏が媒介概念として導入したのは作家自身の身体的実感、

いいかえれば外的な政治、社会、文化の動向に投企する人間の欲望と、その主体認識の関係についての思考であるが、これを基軸に読み込むことによつてどのような読解が可能であるかを示した。ここで順次対象とされた作品を挙げていくと、佐多稲子『キャラメル工場から』、「彼女らの会話」、「分身」、中野重治「万年大学生の作者に」、小林多喜二「党生活者」、淀野隆三「一年の記録」、貴司山治「子」、窪川鶴次郎『文学の思考』、『文学と教養』等、森山啓「収獲以前」という多岐にわたるプロレタリア文学という枠組みから提出された作品群は、言うまでもないがそこに統一的な政治的、文化的意図を探ることはできない。この自明の事実をきっかけとして、鳥木氏はそれら有名、無名を問わずに発表された作品から縦横に、作家主体としての身体と、リアリズムという創作方法の葛藤を抽出した。そこにはいわゆるプロレタリア文学運動のイデオロギーによる意識の捕縛が作家主体、および作品へ影響を与えたことを論証していく。第一章で佐多の近接する二つの作品を挙げ、そこに胚胎する創作上の逡巡を読み取り、僅かの間に起こるこの変化を鳥木氏は極めて重要なものであることを剥出していった。このことは全体構成のなかで最終章に一九三九年の佐多作品を置いて、なお一層にそのリアリズムを摘出しようとする創作法という「制度」との関連の中で、作家自身の身体の問題が棄却されてしまったことを指摘している。

第二章の中野の初期詩篇を対象とした箇所「怒り」という感情の生起に着目する。ここで中野が提出した「感情」の問題が組織論のなかで空洞化してしまう過程を指摘して、組織論・運動論と文学創作法の乖離が、どのような結果に繋がっていくかを、第三章で小林多喜二の記念碑的作品『党生活者』で分析した。ここでこの作品の評価をめぐる言説を端緒として、そこに通底する硬直したプロレタリア芸術理論の応用による作品の無理解を、同時期、同場面を描く淀野隆三「一年の記録」、貴

司山治「子」とあわせ、また梶井基次郎の評価を補助線として提出することによって見事に描出した。本論文でもっとも優れた箇所の一つである。こうした多様な同時代言説との相関的な構図を整理することによって、作品は自ずとある時代や状況の「リアル」を語りだしていく。鳥木氏はこの手法を用いて、専らにプロレタリア側からしか見てこなかったこのジャンルを相対化したのである。

第四章では社会主義リアリズムの問題を窪川鶴次郎という現在忘れかけられたプロレタリア評論家の文学評論を用いながら、分析した。社会主義リアリズムに関して、その評価は未だ定まっていな、何よりその圧倒的な影響力を行使した方法論に関する分析は充分になされてない。これは例えば実録文学や歴史小説といったジャンルを経て、一種のプロバガンダとして機能する側面を持っているのだが、それらを丁寧に分類してこの創作理論がどのような作家主体の変容を招いていたかを論述している。これはこれまで専らにプロレタリア文学内での問題とされてきた事項を広く文学状況に照らし合わせて描出した意欲的な論である。

最終章で鳥木氏はこうしたリアリズム概念が文学創作法上の問題ばかりではなく、いわばイデオロギッシュな実態として作家身体を絡めとる過程を、文壇状況全体に目配りしながら指摘した。ここで氏は佐多の「分身」を採り上げ、この主人公形象に関わるリアリズムの強度と形骸化がどのように身体的な感知、いわば「感情」の強度が置き去りにされてしまったのかについて詳述した。ここにはこの論文を貫いている文学の問題が色濃く反映している。すなわち、文学的な描出の欲望に関与する作家身体「リアル」と、イデオロギーとしてしか機能しない「リアリズム」の間隙に、作家はどのようにその意識を持ったか、また捨て去ったかを、鳥木氏は問題の核心として浮かび上がらせた。ここに本論文の主

要な論点はある。

審査は申請者の本論の説明、審査者からの申請者への質問、および審査者の合議によって行われた。質問に関する回答は概ね明瞭であり、説得力のあるものであった。その質問と回答を次に記す。本論においてプロレタリア文学とプロレタリア文学運動の関係についての峻別が必ずしも明確ではないのではという質問に対して、鳥木氏はこの分別のはたかなかったところにおそらくはプロレタリア文学の問題はあり、作品評価の別の基軸が発生する要因であり、これらの相関的な関係について考えてみたとの回答があった。また革命運動における文学運動とはある意味からは政治を代行する装置となっていくのだが、その点についてどのように考察するかという質問には、氏はこうした虚構と現実の差異に新たな文学的営為が発したと考える観点が示された。また論文中の用語が専門に傾きすぎているのではという質問には、今後本論の出版等のにきに考慮したいとの回答を得た。

全体として過不足のない応答であり、十分に納得された。本論は近年特に研究が低迷していたプロレタリア文学研究に大きな一石を投じるスタイルを持った論であり、今後の研究発展の中心を担う研究者としての資質が充分にあらわれたものである。主査、副査ともに本申請論文を学位授与にふさわしい論文としてその成果を認めるものである。また今後の研究発展が大いに期待されることを付記したい。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年七月十八日15時から17時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は主査中川成美、副査浦西和彦（関西大学教授）、副査中西健治の三名で構成されるが、本委員会は、本学大学院文学研究科日本文学専攻博士課程後期課程の在学期間中にお

ける学会発表をはじめとする様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また引用文献などの読解からも十分の語学力を有することを認定した。以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

花田 卓司

## 『南北朝期室町幕府における守護制度と 軍事体制の特質』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一〇年三月三十一日

審査委員

主査 杉橋 隆夫

副査 大山 喬平

副査 桂島 宣弘

### 論文内容の要旨

本論文は、南北朝期の守護・大将（広域軍事指揮官）が行使した恩賞・軍事に関する諸権限の考察を通じて、当該期における守護制度と軍事体制の特質を明らかにし、次いで、そうした室町幕府初期の構想が、内乱の進行過程でどのように変化し、収斂していくのかを見通そうと意図する。構成は、本論四章と付論一、および序章・終章とから成る。

まず序章「本研究の視角と構成」では、室町幕府と守護とをめぐる先行研究を整理したうえで、室町幕府の成立期、約六十年にも及ぶ激動の南北朝内乱期研究の意義と重要性を説く。具体的には、従来の研究がほとんど留意してこなかった足利一門に連なる守護・大将と外様守護との権限上の相違に着目し、とりわけ武家政権支配の根幹をなす恩賞・軍事に関する権限行使にかかる差異と実態の精細な追究によってこそ、上の課題に迫ることができる。と述べ、本論文全体を貫く視角を提示している。



第一章「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限―守護・大将発給の宛行状と預状の分析を中心に―」では、足利尊氏が建武政府に離反の意志を明らかにした建武二年（一三三五）十一月から、いわゆる南北朝の統一、すなわち明德三年（一三九二）閏十月までの間に、全国の守護・大将が発給した宛行状と預状とを網羅的に蒐集、精細な分析を加えている。その結果、観応年間（一三五〇～五二）以前には、足利一門守護・大将が大量の宛行状・預状を国人層に発給していたのに対し、外様守護の場合、宛行状の発給は皆無、預状も一部にみられるのみであった事実を析出した。足利一門の守護・大将に認められたかかる優越的地位の背後には、所管の国々において在地性の希薄な彼らに所領給付権を与え、これを媒介として各国国人層を掌握・組織化しながら、他方、外様守護に対しては勢力拡大を抑制しようという幕府の企図があったとする。しかるに、続く文和年間（一三五二～五六）以降は両者の権限上の相違が解消していく。従来、南北朝期は守護の権限が拡大する時期と平板に解釈されてきたが、幕府の対守護政策と密接にかかわる問題として、より厳格かつ動態的に把握すべき旨を説いて章を結ぶ。

第二章「足利一門守護・大将と外様守護との権限同質化について―観応・文和年間における幕府軍事体制の転換―」は、前章を承け、観応・文和年間における幕府の方針転換について考察する。当該期には、闕所地処分権と半済（荘園年貢の折半）給付権とが足利一門守護・大将だけでなく、外様守護にも正式に付与された。ここに幕府は、観応の擾乱を契機として、大量の離反者（直義党）を出した足利一門に対する優遇政策を止め、一門か否かよりも幕府に対する軍功・忠節を重視する政策に転じたのである。かくして足利一門守護・大将と外様守護との権限上の差異が漸次解消に向かい、闕所地と半済にかかる両権限は守護職固有の職権に基づくとする認識が形成された。並行して、国人層に対する各国守

護・大将の影響力が強まった結果、彼らへの所領給付を各国守護に大幅に委ねる、室町中期における幕府の所領給付制度に道を開く基点となつたと評価している。

第三章「南北朝期の軍功注進に関する一考察」では、合戦に参加した国人層が、將軍から恩賞宛行いの下文を得るうえで必要不可欠な幕府への軍功注進が誰人によって行われたのか、その変遷について論じる。守護・大将発給挙状と幕府発給感状を収集・分析、幕府への軍功注進は、①注進経路未確立の建武三年（一三三六）段階、②足利一門守護・大将による軍功注進が確立する建武四年から貞和五年（一三四九）、③外様守護による軍功注進が増加し、足利一門守護・大将との権限上の相違がなくなる観応年間以後、の三期に区分できると整理し、国人層支配の要に位置する軍功の申請・認定の面からも、叙上、観応年間における幕府の対守護・大将政策の変化が裏付けられると述べる。また③の時期には、守護・大将の手を介さず、幕府へ直接自らの軍功を注進する国人層が現れる点にも注目、後代、奉公衆の成立との関連性を示唆している。

第四章「初期室町幕府の所領政策と建武政権・南朝」では、建武政権・南朝の制度・政策との比較検討から、室町幕府の所領政策を考察している。まず、貞和三年（一三四七）以後、「元弘収公之地」であるか否かを幕府が直接調査するように安堵手続きが変化した事実を指摘、これを、幕府が建武政権下で発生した領有体系の混乱を清算・再編する動きと解し、逆に、かかる調査が途絶、放棄された観応の擾乱以後は、各国領有体系の再編が守護の手に委ねられていくことになる。一方、半済令の初見とされる観応三年（一三五二）令に明示される「当年一作」原則の由来は、南朝の「朝用分」・兵糧料所設置策にあり、かつ、前年の正平一統期に南朝が積極的な寺社領保護策を講じているところから、「当年一作」原則の適用は、戦費の確保と寺社勢力の支持と、相反する要素

を両立させたいに、しかも南朝の政策を自己に取り込んでしまおうという、まことに巧妙な策略だったと評価・分析している。

付論「軍事関係文書からみた京都」は、南北朝期の京都合戦について考察する。軍事関係文書・記録・軍記物語に記載された京都合戦関連地名から、アークGISを用いた戦場分布図を作成、当時の京都合戦は京都と周辺地域とを結ぶ主要道上、鴨川沿い・大宮大路・七条大路など市街地域の輪郭に沿って、多く戦闘が行われており、市街戦は極めて稀である事実を指摘している。

終章では、各章の論点を整理し、室町幕府は当初足利一門を基軸とした支配体制を志向したものの、足利一門の大量離反に見舞われた観応・文和年間を画期に、かかる血縁関係を基盤とした支配原理を克服し、一門・外様の別なく同質な「守護」を基軸とした支配体制へと転換する。これをもって室町幕府守護制度の確立と評価し、南北朝統一後の応永年間（一三九四～一四二八）に体系的に整備される幕府支配体制への展望を提示している。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、序章「本研究の視角と構成」に明言されているように、室町幕府の揺籃期、約六十年に及ぶ激動の南北朝内乱期を対象として、(領国や領域支配の面ではなく)守護本来の職能である軍事指揮・組織化に焦点を当て、いわば室町幕府守護制度の「成立史」を論じたものである。具体的には、従来の研究が十分には注意してこなかった足利一門に連なる守護・大将と外様守護との権限上の相違に着目し、各々の実態と変遷を精細に追究している。優れた着想と膨大なデータ収集、的確な分析とによって、きわめて説得力のある仕上がりとなっている。

第一章「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限―守護・

大将発給の宛行状と預状の分析を中心に―」は、もつとも早くに公表され、高い評価を得た論文であり、質量ともに本研究中の中心的位置を占める。本章では、当該期に全国の守護・大将が発給した宛行状と預状とを網羅的に蒐集(計三四四通)、精細な分析を加えた結果、観応の擾乱を境として幕府の政策が変更され、一門の守護・大将優遇策から外様守護との均質化をはかる方向に転じた事実を手堅く実証した。南北朝の時代を単純に守護権限の拡大期としてきた従来の理解に根本的な修正を加え、守護制度成立史として動態的に把握する道筋を拓いた本章の意義はまことに大きい。以下、第二・三章は観応年間(一三五〇～一五二)前後における変化を、他の側面から補強し豊富化することとなる。

第二章「足利一門守護・大将と外様守護との権限同質化について―観応・文和年間における幕府軍事体制の転換―」は新稿である。前章を承け、本章では闕所地処分権と半済給付権に注目し、当該期に幕府が対守護政策を転換したとする見解を強化すると同時に、その理由を、観応の擾乱において足利一門から大量の離反者を出した事実に求めた点などは、従前の研究から一歩踏み込んだ、蓋然性の高い推測だといえる。かくして一門の守護・大将と外様守護との同質化が進行し、やがて両権限が守護職固有の職権に属するという認識が形成され、ついには国人層に対する所領給付を各国守護に大幅に委任する室町中期の制度の基点となったとする主張も、大いに説得力がある。

第三章「南北朝期の軍功注進に関する一考察」も今次書き下ろしの稿である。本章では、恩賞宛行の前提となる軍功注進についてもやはり観応年間が転換点となっている事実を、これまた膨大かつ精細な収集データに基づいて実証している。守護による注進のほか、直接幕府に軍功を注進する国人層の出現にのちの奉公衆とのかかわりを推量するなど、興味深い見通しをも併せて提示している。

第四章「初期室町幕府の所領政策と建武政権・南朝」は、室町幕府の所領政策が建武政権・南朝の制度・政策の影響下に遂行されたことを、「元弘収公之地」や「当年一作」原則への対応を通して論じ、味わい深い政治的解釈に及んだ。制度史から政治史へ踏み込もうとする意欲が感得される好論である。

付論「軍事関係文書からみた京都」は、軍忠状の新しい利用方法を示しただけでなく、分析の根本にアークGISを用いた戦場分布図を置き、文献史学と先端的研究分野との結合を提案する斬新な研究である。膨大なデータから導かれた戦闘地域と形態に関する（実際には市街戦は稀という）意外な結論も衆目を惹いた。ヨーロッパ等と比べ、概して遅れた日本の軍事史・戦闘研究において、非常に有意義な研究といえる。

最後の終章で示された結論、すなわち血縁原理から「守護」という組織原理へと転換がはかられた観応・文和年間をもって室町幕府守護制度の確立とする評価は、叙上の行文を踏まえて相応に肯われる。

総じて本論文における方法上の特色は、膨大な史料収集と精緻な分析とにある。それだけに論者の主張は障りなく受容される。ただ、史料の偏在性と整理状況が、全国的視野の下に「均質」な守護制度の成立を見通すさいに微妙な影を落としていないか、懸念なしとしがたい。また、守護の領主としての側面は今次の考究から一応除外されているとはいえず、とりわけ国人層、あるいは本所・寺社等との関係を論ずるさいに、地域的偏差は無視できない要素として浮上することになるのではないか。本論文のために大量に収集された史料は、ここに用いられた以外にも有効利用の途を待っているように思われる。

本研究における考察の起点が、建武二年（一三三五）十一月と明言されているのも問題である。当該期守護制度に限ってみても時期を遡らせて追究する必要があるし、先々、幕府全体に視野を広げて論じようとする

る場合には、いっそう深刻な意味を持つに相違ない。

終章に、他章と違って題名を欠き叙述が少ないのが、期待される豊かな構想を今後委ねた実態を反映している。まずは本研究での成果を踏まえ、室町幕府守護制度全体にかかる展望を得るのが当面の課題だが、しかるのちには、日本封建制の主要素たる守護制度として、鎌倉時代以来の一貫した識見を形成するよう期待したい。

以上は、審査委員三名による総合所見である。しかして本審査委員会は、本論文の内容が博士の学位に値するものと一致して判断するに至った。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年六月二十七日（日）午後1時から3時まで、清心館五二七号教室において行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程在学期間中および以降の時期における学会発表など様々な研究活動、また公開審査での質疑応答を通して、論文提出者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

当審査委員会は、本論文に対する評価、論文審査の結果、その他関連する科目の学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することを適当と認める。

金 泰 勲

## 『淫祀邪教』から「世界宗教」へ

——天理教の近代経験——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一〇年九月二十五日

審査委員

主査 桂 島 宣 弘

副査 神 田 秀 雄

副査 杉 橋 隆 夫

### 論文内容の要旨

本論文は、天理教というアイデンティティが天理教団内と近代日本社会内で形成されていく過程を、明治期における天理教の教義形成、「病氣直し」の変容、天理教批判文書、「三教会同」活動から分析する「第1部 天理教というアイデンティティの形成」(第一章～第四章)と、天理教の朝鮮布教を植民地朝鮮の宗教状況と合わせて考察する「第2部 植民地朝鮮の宗教状況と天理教」(第五章～第七章)との2部から構成されている。

第1部第一章「明治期における『病氣直し』の変容」では、天理教の教義が「病氣直し」との関係でどのように人間の「病」を規定しつつ、形成されていったのか、そして信仰的儀礼や実践の領域に属する「病氣直し」が、日本の近代化の中で教義との関連でどのように変容していったのかを検討している。天理教の「病氣直し」は、前近代的、呪術的な

ものと見なされ、先行研究においてはほとんど扱われることがなかった。それに対して本章では、天理教の「病氣直し」は日本の近代化の中で、その「近代宗教化」の中で生み出されたものであったことを論証している。続く第二章「『病氣直し』と『心』」においては、教義と「病氣直し」が近代化との関連の下で形成される一方、明治中期以降、『懺悔秘法家伝重宝解義』の成立に見られるような「病氣直し」のマニユアル化、権威化が同時に進行していったとしている。

第三章「明治二〇年代における天理教批判文書の検討」では、明治二〇年代に刊行された天理教批判文書を取り上げ、天理教というアイデンティティが、神道概念の成立、近代仏教教団の確立との関係性の下で形成されるものであったことを論証している。なお、その過程においては、「神道非宗教論」という国家イデオロギーが通念の形で民衆層に浸透していくことも明らかにされている。明治二〇年代から爆発的に伸張する天理教の教勢は、概ね仏教勢力下にあった民衆層の葬儀などの現実的なプラクティスの問題を中心に、仏教勢力とせめぎあう状況のなかで自己のアイデンティティを形成していった。だが、そのせめぎあいは、「神道非宗教論」を前提にした形で展開されており、神道との関係性において相互のアイデンティティを明瞭化していったことがのべられている。

第1部の最後になる第四章「イデオロギーと希望」では、一九一二年に内務省の計画で実施された「三教会同」と天理教の活動を検討することで、天理教のアイデンティティがいかなる思想過程をへて「世界宗教」として自認されるにいたったのかを考察している。日露戦後における国民精神統合を図るべく推進された「三教会同」は、天皇の神聖性を広範な民衆層に定着させようとしたものであった。それに積極的に協力していった天理教団は、個人的な信仰の問題が国家や民族といった公共領域へコミットしうるものであることを自覚するようになる。かくて天理教

団内部では、自分たちが信仰している神、世界を「陽気暮らし」へ導く神と、世界をリードすべき国としての日本帝国とその頂点となる天皇の神聖性が接合されるに至った。このように、天理教における「世界宗教」という「普遍性」と「普遍主義」に関わる言説は、国家や民族といった国民国家と帝国の観念が介在されるなかで生み出されるものであったことが明らかにされている。

第2部第五章「日韓併合前後の宗教状況と天理教」では、日韓併合前後における植民地朝鮮の宗教状況について、植民地当局の宗教政策や日本系宗教の朝鮮進出を侵略・収奪の過程であったとする従来の見解を踏まえつつ、それが見おとしてきた植民地朝鮮における近代制度としての「近代宗教」の成立・浸透過程について明らかにするとともに、天理教の位置をその構造の中から浮き彫りにしている。天理教の朝鮮布教を、日本系宗教の植民地朝鮮布教の歴史的意味から全体的に把握することを目指した本章では、日本系宗教の植民地朝鮮布教が、それまで未分化状態であった朝鮮の宗教領域を、「近代宗教」領域として分化、再編するものであったことがのべられ、また同時期の朝鮮儒者たちの天理教への接近を通して、天理教の神観念、教団の組織と運営などが、朝鮮儒者たちにとって親和的・魅力的なものに見えていたことを論じている。次いで植民地朝鮮における神観念の問題を扱った第六章「唯一神観念をめぐる知の論争」では、一九三〇年代の植民地朝鮮で活動していた宗教学者赤松智城を取り上げている。植民地朝鮮における神観念は、西洋キリスト教の宣教師たちの言説、それに対抗しようとする日本人学者たちの言説、そして両方から深く影響を受けながら自民族の神観念の独自の意味を自立させようとする朝鮮人学者・宗教者たちの相互関係の中で形成されていったことが示されている。続く第七章「一九三〇年代、『天理時報朝鮮版』を読む」は、一九三三年に発刊され、一九四〇年まで続いて

いた『天理時報朝鮮版』の記事目録とその概要を新史料として翻訳・紹介している。それを通して、一九三〇年代の植民地朝鮮における天理教の活動について、特に国家協力の姿を中心に、植民地布教の実態と宗教の国家協力の問題を考察する課題を提示している。

本論文は、天理教のアイデンティティ形成と植民地布教の問題について、近代東アジアにおける宗教変容の問題を軸にして分析するものである。急速な近代化と国民国家形成過程において、天理教は、国家イデオロギー、さらに「神道」「通仏教」「宗教」といった諸概念の定着、日本の帝国化などと深く関わりをもちながら、日露戦争を経て一九〇〇年代に「世界宗教」という「普遍宗教」としての自己アイデンティティを確立した。そして植民地布教において、この「世界宗教」の「普遍性」は、日本帝国の植民地主義を下から支える機制的役割を果たすものとなっていくこととなる。だが、アジア・太平洋戦争期の天理教者たちが宣揚していた「世界平和」「正義」は、その意味自体の歴史的文脈が反省されないまま、封印されて現在に至っている。「世界平和」「正義」を掲げながら、それを目的として、国民国家の戦争遂行に集団的に協力していく天理教者たちの精神的葛藤の意味を、国家、宗教、民族、戦争、平和、文化交流などの歴史的成立過程、すなわち「近代宗教」の確立過程との関連で解析することが、ポストコロニアル宗教研究の今後の課題であることが最後に指摘されている。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、総字数二八四五〇〇字（四〇〇字七一〇枚程度）に及ぶ大作である。それらの多くは、『季刊日本思想史』（日本思想史懇話会）や『韓国日本近代学研究』（韓国日本近代学会）など、日韓の歴史学・思想史学研究を代表する学術雑誌において査読をへて発表された論考を下地とし

ており、申請者の博士課程前期課程以来六年弱に及ぶ着実にして緻密な研究を文字どおり集大成したものであるといえる。用いられている史料も、『懺悔秘法家伝重宝解義』や朝鮮総督府関係文書など、申請者が自ら発掘・調査・解読した原文書群がほとんどで、歴史学的作品としても堅実かつ重厚なものと評価できる。幕末からアジア太平洋戦争期に及ぶ近代天理教の長大な史的過程をほぼ全て取り扱った総合性も加味すると、現段階における天理教研究・近代宗教史研究としては一つの水準を示した研究であるといえる。

本論文は、分析視点としても最新の近代宗教研究の視点、すなわち「近代宗教化」こそがそれぞれの宗教教団の教義・信仰実践のフレームとして作動するものであり、一見「非近代的」非合理主義的」に見える信仰プラクティスも、むしろ「近代宗教化」過程との関連でこそ前景化するものであること、そしてその「近代宗教化」こそが植民地主義の核に存在する当のもので、そこに「植民地近代」の暴力性が横たわっているとする視点から一貫して叙述されている。あるいは、むしろかくなる斬新な視点を代表する研究者として地歩を固めつつある申請者の位置をあらためて鮮明に示すものとして本論文は存在しているといえよう。

第一章では、明治期天理教の「病氣直し」が「話一条」という「内面化」の方向へ転換することが史料に即して示されている。何から何への転換かがやや叙述上不鮮明なことや、「内面化」「個人の精神的解放」という近代的概念の多用が気になる点ではあるが、概ね従来は前近代的なプラクティスとして捉えられてきた「病氣直し」が、「近代宗教化」過程の産物であったことを示すことには成功していると評価できる。ただし、「病氣直し」の前近代との断絶面のみが強調されている点にはやや疑問もあり、前近代Ⅱ近世の「病氣直し」との連続面も含みこんでその近代性を考えてみるべきであろう。第二章では、『懺悔秘法家伝重宝解義』

という未公開史料が紹介され、申請者のいう「病氣直し」のマニュアル化が示されている。それが「個人の精神的解放」を閉ざす役割をもったという結論はやや性急な感が否めないが、何ととっても史料紹介的な意義は大きい。史料分析を今後も丁寧に積み重ねることで、その意義はより鮮明なものとなっていくと思われる。

第三章は、本論文中でも重要な達成がなされた部分で、仏教勢力の天理教批判文書に対して全く新しい解釈が施されている。すなわち、従来は仏教勢力と天理教の対決に目を奪われがちであったこれらの史料が、実は当該期の仏教・天理教の双方の「近代宗教化」過程の産物であったこと、その中でも「神道非宗教論」が生成・共有されていくことが殊に重要で、国家イデオロギーの社会意識化Ⅱ共有化の問題として、これらの史料を位置づけ直したことは卓見といえる。ただし、自らを「教派神道」として位置づけつつあった天理教団にとって、「神道非宗教論」ではすまされない自己の神道化の問題が存在しているはずであり、この点の検討は今後の課題であるといわなければならない。続く第四章も重要な指摘がなされている。すなわち、宗教研究では超歴史的概念とされがちな「世界宗教」「普遍性」「普遍主義」というものが、実は宗教が国家的公共領域と交差する中で自覚されてくる概念・意識であったことが、天理教に即して解明されている。「世界宗教」「普遍主義」というものが、一見超国家的なものとして意識されているにもかかわらず、実はいかに国家や帝国に根ざした宗教意識であったのかということが鮮やかに論証されているわけで、「三教会同」の歴史的意義づけにも一石を投じる研究となっている。もつとも、こうした視点からすると、天理教団が国家イデオロギーに包摂されていく過程のみが強調される結果を招来している感は否めず、たとえば天理教団にとつての天皇観がそのように整合的なものであったのかという点には疑問も残り、これらは今後の検討課題

であるといわなければならない。

第2部は、天理教の植民地主義の問題を、最近のポストコロニアル研究との関わりで、具体的には朝鮮植民地化過程における天理教の布教活動に即して分析している部分である。第1部とのつながりがやや悪い点もあり、個別の論文としては第五章・第六章ともに興味深いものといえるが、両章のつながりについては課題を残していると思われる。第五章は韓国統監府時代から一九一〇年代にかけての日本の朝鮮における宗教政策全体を検証しつつ、それが朝鮮の信仰プラクティス領域に、「近代宗教」的メスがいわば暴力的に介入していく過程であったこと、日本系仏教や天理教による朝鮮布教も総体としてはそれを推進する役割を担ったこと、朝鮮の儒林などもその「近代化」の課題との関わりで天理教に接近したことなどが論証されている。総督府文書に基づく論証は重厚なもので、幾つか従来の研究が誤読していたことを修正している点も評価できる。だが、天理教が布教の中心においていたものが「病氣直し」であったことは間違いないことで、それについて余り言及していないことは、第1部とのつながりを分かりにくくしている点であると思われる。第六章は、一転して朝鮮における神観念の問題を、宗教学者赤松智城の言説分析を通じて示し、日本宗教の植民地朝鮮における布教活動の言説の場を提示しようとしている。個別論文としては、植民地朝鮮における日本系宗教の布教の場に、もう一つの主役たる西洋キリスト教の神観念、及びその神観念の朝鮮語への翻訳の問題が存在していたことを示す興味深い分析といえるが、本論文全体の中では位置づけがやや不鮮明になっている。赤松の言説と「三教会同」の宗教言説との共通性が指摘されている点に辛うじて繋がりが見いだせるとはいえ、天理教がそれとどのように関わったのかも示していくべきではなかったか。なお、第七章は翻訳の労は多しつとも、史料紹介的な内容に止まっている。これも

でほとんど触れられてこなかった天理教の朝鮮における実態を知る上では、きわめて重要な史料の紹介がなされており、その意義は決して小さいとはいえないが、分析は不十分で今後に課題を残しているといわなければならない。

以上、問題点については本論文の公刊時に考慮することで十分にカバーしうるものと考えられる。史料の重厚さと斬新さ、新しい論点の提示などを勘案すると、本論文公刊の意義はきわめて大きいというのが、審査委員全員の意見である。以上から、本審査委員会は、本論文の内容が博士学位に値するものと一致して判断するに至った。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年八月二十九日(日)午後3時から5時まで、学而館第一研究会室において行われた。

申請者は大韓民国成均館大学校を卒業後に来日し、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程前期・後期課程において研究活動を開始したが、日本語・古典日本語の能力は無論のこと、漢文・古文書読解能力なども卓抜した域に到達している。英語・韓国語の研究文献・史料分析能力もきわめて優秀なもので、日韓両国の学界をつなぐ若手研究者として既に十分な存在感を示している。また、日本語文献の韓国語への翻訳も行い、幾多の国際学会でも通訳者として活躍している。審査委員会は、博士学位請求論文、国際学会での研究報告などの様々な研究活動、また公開審査での質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

当審査委員会は、本論文に対する「評価」、「論文審査の結果」、その他関連する科目の学業成績などを総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与すること

を適當とする結論に到達した。

鷺尾 祐子

## 『中国古代の専制国家と民間社会』

### ―家族・風俗・公私―

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一〇年三月四日

審査委員

主査 松本保宣

副査 本田治

副査 鷹取祐司

### 論文内容の要旨

本論文は、皇帝専制が確立し儒教が国家イデオロギーとして浸透する時代である漢代において、国家が家族など人々の生活の場における秩序にいかんして影響を及ぼしたか、或いは、家族や社会の様態が国家の支配をどのように規制したのかについて、戸籍や徭役の制度といった国家と家との接点や、爵や官吏登用などの社会統制と関連する施策の検討を通して考察するものである。

序「専制国家と民間社会」では、国家がいかんにして民間社会を従属させ得たかということが戦後の漢代史研究における中心的な課題の一つであり、そこから国家が民間社会を上から強権的に支配する国家像と、逆に民間の自立的な秩序によって規制された国家像との2つの対極的な国家論が生じたことを概観した上で、双方の関係を考察する手がかりとし



て、徭役や戸籍の制度など国家と社会の接点を検討すべきことを提起する。また、家族とは中国の秩序を考究する上で重要な因子とされてきた故に、その研究は国家や社会全体の研究と連動していたことを指摘する。

第一章「漢代における更卒と正」では、国家と民間社会との接点の第一として徭役・兵役などが取り上げられ、従来、徭役研究の中心的課題であった更卒と正の制度について、新出の出土文字史料なども利用しながら検討される。まず、践更とは更卒のみならず輪番で一定期間従事する様々な徴発において見られる就労形態であり、従来すべて更卒の史料として扱われていた践更の史料の中から、更卒のそれを区別する必要があることが指摘され、次にその方法として、徴発人員の選定にたずさわるとして扱われていた更卒の史料の中から、更卒のそれを区別する必要があることが指摘され、次にそれを区別することが提起される。そして、更卒の場合、人員の選定に責務を負うのは県の尉とその属官であり、この点に於いて郷によって選定が行われる他の徭役とは異なっており、それ故、更卒は本来兵役であったと結論される。正については、正の負担の開始とされる傅籍の籍とは県尉が兵役に徴発される者を選定する際に参照する籍であること、正はそれとかわる負担の一つであり必ずしも全壮丁の義務ではない可能性のあること、また、それは一戸につき一人に課せられるものであったことが指摘される。

第二章「漢初の戸について」では、戦国以降、被徴発者を把握するために整備された戸籍制度について考察する端緒として、戸という範囲についての検討が行われる。制度上財を所有し得るのは戸人（戸主）のみであり、それ故、戸とはまず財の単位であること、さらに、官吏などを除き戸の成員は同居したのであって、戸とは財と居住をともにする者からなる単位であることが指摘される。その一方で、戸は同居共財範囲とは一致しない可能性のあることが示唆される。家族構成から戸の成員を見ると、夫婦を分割すべからざる単位とするほかは親族関係に基づく成

員の規制は無いが、夫婦単位に分裂した後の再合併は制限されていたことが指摘される。

第三章「出土文字資料にみえる秦漢代戸籍制度」では、現存する史料として唯一、秦漢代の戸籍である可能性を有する湖南省里耶出土の秦名籍木簡と、安徽省天長市の墓から出土した西漢代の「戸口簿」「算簿」についての検討が行われる。里耶出土名籍は横線で五つの欄に分割され、成員はその労働力としての価値に応じて、大男・大女・小男・小女・免老の五種類に分類されて記載されること、戸人の項に見える南陽とは戸が所属する里の名であること、また、母室・伍長などの記載から、本名籍は県内に居住する戸についての基本的名籍である可能性の高いこと、さらに、当時の権力は労働力の再生産のために生活共同関係にもとづく戸の枠組みを設定したことが指摘される。天長市出土の2つの簿は、年に一度県が郡に施政状況を報告する文書の様式を窺わせるものであり、戸口簿は郷ごとに戸口を集計するものであることが指摘される。また、「算簿」とは何を集計する簿なのかについての諸説が検討され、それが徭役と算賦負担者の簿であることが指摘される。

第四章「日本における中国家族研究の基本概念について」では、日本の研究において中国家族の枠組みとして考えられてきた「同居共財」について検討される。また、家族秩序の説明に用いられてきた「家父長制」説についての研究史が概括され、それを如何に継承すべきかについて検討される。従来の諸説において「同居共財」とは居住の共同ではなく経済的な共同関係とされ、同居とは共財を指すと考えられてきたが、近年ではむしろ機能共同ごとに多様な家族枠組みが存在すると考えられていくことが紹介された上で、戦国時代以降、同居・共財などは同義ではなく別個の機能共同範囲であり、当時からすでに家族共同のありかたは多様となっていて、漢代以降、より広範囲な家族がより密接に機能共同す

ることが倫理的に称揚されたことが指摘される。また、戦前・戦後にまたがって牧野巽らによって行われた当時の家族規模と構成についての論争が概観され、家父長制とは多義性を有する故、論者によって異なる意味で用いられるきらいがあったこと、また、家族秩序についての従来の論説では、家長への従属倫理が存在せず、特に傍系親族が家長の場合独占的な家産処分権を有さないなど、家長権力の弱さが指摘されていることが紹介される。そして、家長権力が弱く権力が家族内部で並立する情況下でどうして漢代以降の大家族化傾向がもたらされるのかという問題について、兄弟など傍系親の横の共同の結合について考察すべきことが提起される。

第五章「秦漢の軍功爵と民爵」では、戦国以降君主から与えられ民を国家的な身分体系のなかに位置づける爵の意義と、その意義が漢代以降変質していくことが考察される。即ち、爵とは、戦国時代の秦において本来軍隊で功績を挙げた者への功績の大小によって差等づけられた賞であり、爵は田宅（禄）・兵役（事）と不可分のものとされていた。爵は君主と民の紐帯であると同時に、功績の高下を序列化して社会的に顕示し、富裕な者や任使者などによって規制されつつある社会秩序に介入し、民の価値意識を誘導して奉仕意欲を高める機能を有していた。戦国末から爵位に応じた禄の供給が困難となり、また、秦統一以降一般の民は兵力の中心から除外され始め、その結果として、爵は功績とはかわりなく賜与される民爵へと変化し、爵位はかつての社会における価値意識に介入する機能を失ったこと。また、戸籍記載の里への居住強制も弛緩し、民を居住する里に所属させるといふ戸籍制度の根幹も変化したことが指摘される。そして最後に、社会に介入する機能を失った爵に代わって、漢代においてはいかなる賞の制度が定められたかを明らかにする必要があることが指摘される。

第六章「前漢の任官登用と社会秩序」では、もうひとつの国家的な地位である官位をめぐる、官吏登用制度、特に定期的な登用制度として重要であり、武帝初期にほぼ同時に開始された2つの制度（孝廉・博士弟子）について考察される。即ち、詔や法令によれば、二者はともに賞善罰悪によって基層社会から教化し、その風俗をあらためることを意図して設置されたもので、その賞とは官位である。風俗とは一般的な価値意識とそれの帰結としての行為の様態であり、社会に介入して風俗を改めることが肝要であり、賞罰によって特定の価値意識に導くことが戦国時代以降提唱されている。儒学の領域では、『荀子』が人間社会の存立に君主による人倫教化が必須であることを説き、賞罰によってそれを行うことを積極的に肯定したことで任官登用を賞とする説も唱えられるようになり、『禮記』王制には官学と登用と教化とを結合した説が見える。このような任官登用とは賞であり、利益によって民を善に導き教える手段であるという言説にもとづいて孝廉・博士弟子制は創設された。それは、漢の統治に従わない、あるいは、あるべき秩序を乱す地域有力者の存在を背景に、協力的な者を賞し選択的に政権に吸収することによって社会を統制しようとしたものであったことが指摘される。

結「漢代における公私の別について」では、公と私の概念について考察され、民間社会（私の場合）と国家公権の場（皇帝が民や官吏と君臣関係を結ぶ場）とが、当時のイデオロギーにおいて如何に考えられていたかについて検討される。即ち、漢代の言説においては、公家への功や官吏としての能力によって秩序づけられる公権の場と、私の領域たる私家・私門は対置され、私の関係で公の領域を侵犯することは批判された。しかし、私の秩序の整序は国家の公務とされ、公の領域は常に私の領域に奉仕するという目的に掣肘されていた。公の秩序を阻害する私欲を抑制するために禮が必要とされ、公とは国家のみならず家などあらゆる社会

秩序を維持するための規範とされた。特に、家族倫理たる孝が社会秩序の根本とされ、私の領域に存在する人々にも全体秩序に対する責務が存在すると考えられ、それ故、家族は人倫の源泉であると同時に公的秩序とも関わるものとして重視されたことが指摘される。

#### 論文審査の結果の要旨

我が国における戦後の秦漢史研究は、西嶋定生の提起した家父長的家内奴隷制論をその出発点とする。これに対し多くの批判が現れ、それを承けて西嶋は旧説を撤回し、二十等爵制の考察に基づく新説を提示した。即ち、漢代に行われた広範な民爵賜与は、既に自立的秩序機能を喪失した里の秩序を形成する役割を果たすと同時に、それによって個々の人民を爵制的身分序列を通して皇帝に結びつけ、そこに秦漢帝国の皇帝権力の全人民に対するいわゆる個人身支配が実現されるというものである。これに対して増淵龍夫は、父老的土豪やいわゆる豪族などの土着勢力によって旧来の族的秩序に代わる新たな秩序が形成されているのであって、漢代の里は自立的秩序機能を喪失してはいたわけではないと批判した上で、西嶋新説では爵制的秩序を阻害する存在として疎外されている土豪や豪族を現実の国家秩序の中にどのように位置づけるかが改めて問題となると述べた。

西嶋説を巡る如上の論争の結果、秦漢帝国の皇帝権力が実現する支配秩序と土豪・豪族などの維持する秩序を秦漢帝国構造の中にどのように位置づけて理解するかという課題が、秦漢史研究者に対し突き付けられたわけである。しかしながら、一九七〇年代半ばの睡虎地秦簡の発見を嚆矢とする出土文字資料の発見によって秦漢史研究は個別具体的な課題の追究へと急速に傾斜し、この課題が正面から取り上げられることは殆どなくなった。その状況は現在に至るまで変わっていない。本論文は、

かかる研究状況の中で、西嶋や増淵によって提起された秦漢帝国理解に関する如上の課題に対し正面から取り組んだ労作であり、その一点のみに於いても、秦漢史研究において本論文の持つ意義は決して小さくないと言える。

本論文の成果としては、秦の軍功爵制から漢の民爵賜与へ、さらには武帝期における孝廉・博士弟子制施行への展開を、国家イデオロギーとしての儒教の浸透という視点からダイナミックに描いた点がまず挙げられる。秦漢史研究において、爵制と儒学官学化とはこの時代を特徴付けるものとして研究蓄積の特に厚いテーマであるが、爵制研究と儒学官学化研究とはそれぞれに独立して進められてきたのであって、両者を関連づけるという視点自体がこれまで存在しなかった。本論文では、そのような交わることなく別個に理解されてきた爵制と儒学官学化の両者を、国家の支配理念を縦糸として織り上げることに見事に成功している。即ち、戦国秦における爵は軍功に対する賞であり、民の価値意識を誘導して奉仕意欲を高める機能を持っていたが、統一秦以降、民が兵役に従事しなくなることで並行して実施された民爵賜与によって爵の賞としての機能が失われた。そのため、爵に代わって民を国家への奉仕へと向ける賞として国家が用いたのが官位であり、孝廉・博士弟子制はそれを実現するための施策であった。さらに、これらの施策の理念的基礎となったのが、国の為に戦うという民の意欲を増強することが国力強化に必須であるという法家・儒家に共通する言説であり、法を礼に従属するものと位置づける『荀子』の登場によって、法家において教化の手段とされる賞罰を儒家も教化の手段として位置づけるようになり、そのような儒家の教化思想に基づいて賞としての官吏登用を制度化したのが孝廉・博士弟子制であった。本論文は、以上のことを文献史料と出土文字資料を駆使して丁寧に跡付けることに成功している。漢の孝廉・博士弟子制は国

家による民間教化の手段として実施されたもので、郷里における善なる有力者を支配階層に組み入れることで民間秩序に介入するものであったという指摘は、増淵の提起した問題に対する一つの解答を示したものと評価できる。

二つ目に挙げられる成果は、秦漢国家権力の人民支配が戸を単位として行われていたことの指摘である。西嶋の個人身分支配説では、爵的秩序によって皇帝と結びつけられる民はあくまでバラバラの存在であり、一方の増淵の強調する土豪・豪族の維持する秩序の中では民はその前面には現れてこない。いずれの立場であれ皇帝支配の対象となる民の実態が十分には考慮されておらず、そのため、国家が民を具体的にどのような形で把握したのかについては殆ど明らかになっていなかった。この問題に対し、申請者は、漢代の律令である二年律令や秦代の戸籍実物の可能性のある里耶出土名籍木牘の分析を通して、戸が財産所有の単位であったこと、戸の分割・併合には国家の関与があったこと、さらに、その戸は居住地域における最小の行政単位である里に所属させられ地縁的に国家に把握されたことなどを実証的に明らかにし、当時の国家権力が労働力の再生産のために生活共同関係に基づく戸の枠組みを設定し、それを保護したことを指摘した。このように戸を国家の人民支配システムの中に明確な形で位置づけたのは申請者の創見にかかるものであり、高く評価される。

以上の二点は本論文全体にかかわる成果であるが、この他にも、徴発担当官の分析を通して更卒がもともと兵役であったことや、傳籍の籍は兵役徴発対象者の籍であり、それ故、人民管理のために作成された籍の最も原初的なものは兵役従事者の籍であったこと、また、教化によって民の私の秩序を整理することに国家としての公共性があり、それが国家が権力を保有する正当性の根拠でもあったという指摘なども、新たな知

見を提供したのと言えらる。

かかる成果が挙げられる一方で、本論文について不満に感じられる点も無いではない。ひとつは、増淵の強調した土豪や豪族の維持する秩序について、孝廉・博士弟子制を通じて支配階層へ組み入れられたことは指摘されているものの、土豪や豪族の維持する秩序そのものの実態やそれらが支配階層に組み入れられた後の状況についてはあまり具体的には考察されていないことである。また、西嶋の提唱した個人身分支配と申請者の主張する戸を単位とする支配とが如何なる関連性を以て展開されているのかについても、もう少し詳しい言及が欲しいところであった。さらに、「第四章 日本における中国家族研究の基本概念について」は、本論文全体の問題設定にも深く関わるものであることから、むしろ序に含める形で取り上げる方が妥当であったと思われるし、「結 漢代における公私の別について」も、もともと単独の学会発表としてまとめられたものであるがために、序で提起された問題に対して本論文での考察内容を承けた総合的な結論とはなっておらず、この点、非常に惜しまれるものである。

しかしながら、これらは寧ろ小さな瑕疵というべきものであって、本論文全体の価値を左右するものではない。本論文は、増淵の提起した課題に対する解答を、西嶋・増淵以降に現れた出土文字資料などによる研究成果を取り込むことによって、十分な説得力を持って提示することに成功したものととして高く評価できるといえるのが、審査委員会の一致した見解である。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年一月二十二日午後一時から午後四時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本論文が、十

分な独創性・体系性と学術的価値をもつとの結論に至った。引用書目・引用史料からは申請者の中国語（現代文および古文）・英語への十分な力量が窺える。また、本論文はすでに出版されており、学界でも高い評価を得ている。さらに、申請者は本論文を初めとして、多くの学術論文や学会発表などで、すでに学界で研究者としての確固たる地位を確立している。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第二項に基づき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

磯部 淳史

## 『清初の国政と皇帝権力』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一〇年三月三十一日

審査委員

主査 松本保宣

副査 本田治

副査 松本英紀

### 論文内容の要旨

本研究は、清代初期、特に太宗（順治朝）の政治史の史的展開を跡づけるとともに、清初の皇帝権力の実態について究明しようと試みるものである。

本研究は二部構成であり、第一部では清朝皇帝と八旗の旗王・旗人との関係、第二部では清朝皇帝をめぐる諸機関・官職、諸王家との婚姻関係の考察を通じて皇帝権力の実態について考察する。

第一章では、「連旗制」と称すべき清初の体制では太宗のハン（皇帝）権力は確立されているとはいえないと前提する。その上で、太宗の集権化とは、実力者である三大ベイレの力を徐々に削ぎ、自らに近い旗王を政権に取り込み、旗王を通じて影響力を及ぼす手法をとった。いわば八旗の旗王としての立場から権力強化を図るもので、そうした手法は、旗王への抑圧が露骨になった崇徳年間でも同様であり、支持基盤の旗王との関係が悪化したわけではなく、太宗朝を通じて一貫したものであった

とする。

第二章では、順治朝初期の政争について考察し、ドルゴン政権の形成過程とその展開を検討した。太宗死後の皇位継承について、ドルゴン支持派・太宗長子ホーゲ支持派・順治帝支持派の三派が存在したが、ドルゴンは順治帝派とホーゲ派の対立を利用し、ホーゲ派を追い落として順治帝を擁立、続いてソニンら順治帝派を退けて政権を掌握した。彼が権力を固める手法は「同じ旗に属していても一枚岩ではない」という旗人の様態を利用し、領有旗以外に支持勢力の旗人を増やし、最終的に八旗のうち三旗を掌握したものであった。これは太宗と共通の手法であり、ともに旗王の立場からの政権を構想したもので、清初では皇帝たることが独裁的権力の保持者を意味するのではなく、八旗諸王の中で最有力者であってこそ実質的な権力者といえる。

第三章では、順治朝中期の政局について考察する。ドルゴン死去後、順治帝の親政が始まるが、依然としてジルガランら旗王たちが勢力を有している状況であった。これに対して順治帝は、帝の側近や皇帝統制下の旗王との婚姻を介してつながった旗王家を支持基盤として、権力の浸透を図る。また、漢人官僚も登用されたが、議政に与れるのは旗人身分を持つ者だけであった。順治帝は旗王・権門達のなかに自らの支持勢力を作ることによって皇帝権力の浸透を図ったのであり、先行研究で言われるような「皇帝」対「旗王」、「皇帝・漢人官僚」対「諸王・権門」という図式のみでこの時期の政局を捉えられない。一方、有力旗王の影響力が残る当該期の政局は旗王への露骨な抑圧が行われる順治朝後半とは大きな差異があるといえる。

第四章では、清初入関前の内三院および六部について分析した。内三院は、皇帝と諸臣の間を往来し上奏の取次・諭旨の伝達を担当する機能を有し、太宗の集権化政策において重要な役割を果たした。その構成員

は正藍旗出身者が最も多く、太宗子飼いの官僚及び有力氏族出身者によって構成されており、内三院を通じて太宗は有力氏族を側近集団として取り込んでいた。ドルゴンが政権を握ると内三院を掌握し、両黄旗とあわせて太宗の勢力基盤を自らの勢力下に収めていく。一方、六部は皇帝が官人を任命することによって中央官制に旗人を位置付け、旗王・旗人の統属関係を切り離すことを目指した。また、内三院と同様に有力氏族を政権に取り込む意図もあった。しかしながら、各部において部を管理する王と属下の官人が結びつくなどの事象が生じ、六部の運用によって中央集権化が進んだとは必ずしもいえない。内三院・六部とも表面上、明の制度を模倣しているが「漢化」という言葉で説明できるほど単純なものではなく、議政大臣や八旗官といった「旧体制」と同質の部分を持つており、そうした特質を抱えた上で太宗の勢力基盤としての側面を持つていたとする。

第五章では、八旗制度下のグサハエジエンについて、その職掌や皇帝・旗王との関係を中心に考察した。清初のグサハエジエンは戦時の指揮官だけでなく旗内の事務管理を広く統轄する職掌を持つ大きな権限を有する官職であり、先行研究が述べるように、六部の創設によってグサハエジエンの職掌が縮小したとは考えられない。太宗は領有旗以外のグサハエジエンを旗王と旗人の間に楔を打ち込む存在としてとらえ、自らの支持勢力に取り込もうとした。ドルゴンはグサハエジエンや八旗官を越旗異動させて、自旗以外の旗にも影響力を及ぼしたが、こうした事例は康熙朝に至って常態化する越旗人事の先駆的なものであり、グサハエジエンが清初の「集権化」において重要な役割を担っていたとする。

第六章では順治朝後期の政治抗争を取りあげ、順治帝政権と、それに対立した勢力双方の性格と構造について考察した。順治朝後期に有力旗王が相次いで死去すると、対抗勢力として登場したのは孝莊太后を中心

としたホルチン閥やそれと結びついた鑲黃旗の権門であった。一方、旧内三院に属し、特定の氏族出身者で構成された文官集団の流れを汲む旗人達は、順治帝が信任した旗王家と結びついて帝の支持勢力となった。順治帝は、内大臣を中心とした正白旗人・婚姻関係で結びついたチャハル王家、三藩王家・十三衙門を新たに登用し自己の政権の構成要素としたが、これは、帝が漢人文官のみを重んじていたわけではなく、「漢化」という側面だけでは論じられないことを意味する。また順治帝は、後継者としてホルチン閥が推していた康熙帝を想定していたとは考えられず、後に即位する康熙帝政権とは支持基盤が異なり、両者の間には明確な断絶が存在していたと考えられる。それ故、康熙帝が即位すると順治帝の政策が頓挫し、順治帝支持勢力も遠ざけられた。この間の政局の変化が三藩の乱やブルニの乱を引き起こす契機となったとする。

結論において、申請者は清初の皇帝・実権者である太宗・ドルゴン・順治帝の政権分析を加えた結果、各々が独自の「集権化」を推進していたのであり、そこに、漢化・独裁制化といった単線的発達は見いだせないとする。また、清初の皇帝権力は宋・明といった中国王朝のような独裁権力というにはほど遠い状況であり、旗王としての立場から八旗制の枠組み内で政権を構想していたとする。即ち清朝皇帝の政策は、従来のように単に「中央集権化」や「皇帝権力の絶対化」、「漢化」といった理解では読み解けないとする。最後に今後の課題として清朝入関以降の漢人・漢地支配の考察の必要性を挙げる。また、御前の内大臣や皇族内閣などの事例から、清末に至るまで宗室旗王や権門が政権中枢に影響を及ぼしていたと思われることから、入関以前から清朝が持っていた性格は継続していたのではないかと見通しを述べる。

### 論文審査の結果の要旨

#### (1) 清朝政権に対する基本的視角

清朝は、従来「最後の中国王朝」として捉えられることが多かったが、その支配領域は漢地だけではなく、広く東方ユーラシアに及び、その支配階層も一貫して満洲人であった。そのため本研究では中国史の枠組みだけではなく、北アジア史・内陸アジア史の視点から清朝を捉え直す立場で考察を進めており、その点が本研究の大きな特色である。

近年の研究状況は、従来のように清朝を最後の「王朝」として中国史のなかに位置づけるのではなく、漢地と北アジア、中央アジアを支配した多民族国家として捉える視角が注目を集めている。その理由は清朝の版図の広さだけでなく、大清皇帝が中華世界の長であると同時に、満洲族の長、ハン、モンゴル族の長、大ハン、チベット仏教最大の施主といった様々な顔を有するという事実をみれば、一国史観の限界はおのずと明らかである。本論はそうした事実にもとづき清朝史を単に明朝につづく中国最後の王朝史としてではなく、東アジアにおける多民族国家の発展史と捉える立場にたつ。

わが国における清朝史研究は、清朝史を中国史の一環として扱ってきた長い伝統がある。有力な「近世」政治史論にしたがえば、宋代以来君主独裁制は徐々に強化され、清朝雍正帝に至り最高潮に達する連続した時代として捉えられるが、本来異質なものを同じ枠組みのなかに押し込めて論じること自体にその意義が薄らぎつつある。かつて注目を集めた征服王朝論も、清朝のような典型的征服王朝を明朝のような典型的漢人王朝と区別しその差異性を明らかにすることに貢献したが、結果として明朝との断絶性が強調されるにとどまり、積極的にアジア史の中に位置づけるという展望を導くことができなかつた。

清朝初期史について、通説では南明や鄭成功などの反清勢力の存在した時期を明末に連続する時代と捉え、一方太祖ヌルハチから太宗ホンタイジまでの治世を特殊な時期として清朝史から切り離し明末と重複させ、明朝の後継者として順治帝の入関以後を清朝とする。

本論は清朝を康熙・雍正期に完成する多民族国家とみる立場から、清朝初期史を康熙・雍正期に至る過程として位置づけ、入関の前後に断絶を認めないだけでなく、その連続性を重視する。本論がホンタイジの治世から、入関を挟んで順治帝フリンの治世を清朝初期史として考察の中心にする根拠もそこにある。本論は一貫してこの立場からの考察が加えられており、行論に破綻なく、まとまりあるものとしている。

## (2) ドルゴン政権の評価について

太宗ホンタイジの没後、激しい後継者争いはじまるが、結局6歳のフリンが即位して順治帝となる。最有力候補であったドルゴンは幼帝の摂政の任に当たり、その専横ぶりは実質的に皇帝であったとされる。その後ドルゴンはあらゆる手段を講じてホーゲなど有力者を失脚させていくが、結局、即位の道を選ばなかった。その理由は何か。それは清朝初期の統治形態が「連旗制」と呼ぶにふさわしい社会であったからだとする。八旗制は太祖ヌルハチが女真族統一の過程で創設した社会組織・軍事組織であるが、初期清朝とは八旗の連合体であり、ヌルハチはハンではあるが、突出した存在ではなく、3旗を領有する相対的に有力な旗王の一人にすぎなかった。八旗こそが政府そのものであったという説である。その意味でドルゴンは八旗中の最有力者であることは誰の目にも明らかであり、実質的にハンであり皇帝であったから、形式としてのハン位・帝位を獲得にこだわりはなかったとする。清朝初期史における研究課題であるドルゴン政権についての1つの説得力のある解釈であろう。

この解釈が単に政治上の事件から抽出された解説結果でなく、ヌルハチ以来の政治体制としての連旗制から説明されているところが、筆者の解釈に斬新さと説得力を与えている。

## (3) 中国的官制の問題

従来、太宗による「内三院」「六部」設置は明朝の政治体制に倣ったもので、ハン権力強化、旗王対策を意図したものとされてきたが、決して旗王権力一般の解体を狙ったものでなく、有力旗王の意思決定への介入を阻止するためのものであったとする。通説が太宗の一連の衙門創設を中華化、中央集権化の過程として評価してきたが、申請者が言うように当時の衙門創設にかかわる言説を平心に読めば、創設を進言した漢人官僚の意図は別にして、太宗をふくむ関係者の意図にそうした踏み込んだ考えが無いことは明らかである。この結論にいたる過程において、申請者は満洲語文献に残る関係者の言説を丹念に読解し、役職就任者を網羅的に抽出し出身部族、姻戚関係、旗王やハンとの関係の親疎などを分析している。これは通説が成しえなかった研究水準であり、今後の清朝初期史研究の出発点として共有されるものであろう。

## (4) 満洲語史料の使用について

本論文では、漢文で書かれた『清実録』のほか、『内国史院檔』『滿文老檔』『滿文原檔』などの満洲語史料を基本史料として多く使用している。このことは「中国史にあらざる清朝史」を指す筆者の立場からすれば当然のことではあるが、困難な作業を完遂したといえる。ただ、本文中で満洲語史料を引用する場合には、原語でなく訳文が付され専門外の読者にも配慮されているものの、注においてはアルファベット転写のみの記載であり、史料の巻数・繫年のみの記載となっている。確かに煩雑に



わたるといふ理由も理解できるが、行論の根拠を明らかにするためには労を惜しんではならない。しかしながら、満洲語の読解能力を短期間にこの水準まで高めることができた申請者の努力は評価すべきである。

#### (5) 満洲族固有の社会習慣

本論文では、婚姻関係・氏族によって規定される政治勢力の構造について詳細な議論を展開しているが、その人脈⇨政治勢力の措置においてやや恣意的な論断が為されている点が残念である。過度な図式化に陥らないように今後は慎重な検討が望まれる。また、申請者は、「連旗制」と称される清朝初期の政治構造について、極めて説得力のある論旨を展開しているが、八旗制そのものについて、従来の研究の不明な部分をそのまま受け継いでいる点はやや不満である。

なお、全体にかかわる点として、本論文では人脈・人間関係に考察が集中し、満洲・モンゴル・漢地にわたる帝国支配を実現した当該期の空間的考察が欠けている点についても、望蜀の念を禁じ得ない。

しかしながら、政治史を単なる事件史的因果関係だけで説明せず、婚姻関係・出身部族等の社会習慣について詳細な考察を施している点の本論文の優れた要素であり、大清帝国の研究において新境地を拓くものとして高く評価できる。

#### (6) その他

複雑な政治史を扱った論文であるが、文章表現は平易で理解しやすく、適宜付された一覧表・系図は理解をたすけるものとして有益であった。

#### 結論

若干の問題点は指摘されるものの、それらは瑕疵といふべきもので

あって、本論文全体の価値を左右するものではない。清朝成立史において従来論じられることの少なかった時期を取りあげ、その意義を説得力のあるものとして提示した功績は顕著で高く評価できるといふのが、審査委員会の一致した見解である。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年六月二十六日13時から15時半まで、清心館五二七号教室で行われた。引用書目・引用史料からは申請者の中国語（現代文および古文）・満洲語・英語への十分な力量が窺える。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断して、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

青木 和人

## 『地方自治体における非図面管理部門での 統合型GISの活用に関する研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一〇年三月三十一日

審査委員

主査 矢野 桂 司

副査 生田 真人

副査 中谷 友 樹

### 論文内容の要旨

現在、地方自治体は、情報化の流れの中で、地理情報システム(GIS)による、業務の効率化や住民サービスの向上が期待され、自治体内での地理・空間情報を一元的に扱う統合型GISの導入が国をあげて推進されている。しかしながら、統合型GISが全国のすべての自治体において、うまく導入され活用されているとは必ずしも言えない。その問題解決に向けて、本論文は、固定資産税、管財、都市計画、道路などの図面管理部門だけでなく、日常的に地図を扱わない非図面管理部門でのGISの浸透が、かかる問題解決にいかん重要であるかを明らかにしようとするものである。

第1章…はじめに

地方分権が進みつつある日本の市町村において、GISには業務の効率化やインターネットGISによる情報公開・意見交換の推進、政策立

案への支援が期待されている。日本における自治体GISも、阪神大震災の後、国をあげてGISの普及を推進する中で、業務で共同利用できるシステムや基図データを共有化する統合型GISが提案されてきた。

しかし、これまでの自治体GISに関する議論は、日常業務において地図を多用する図面管理部門を対象としたものである。そのため、全庁的に利用可能な統合型GISが導入されつつある中でも、その効果は、日常業務に地図を多用しない非図面管理部門には及んでいない。そこで、本論文では、非図面管理部門という独自の枠組みから、統合型GISの政策立案のための技術的方法を整理・検証しようとしている。

第2章…本研究の視点と研究方法

本章では、自治体GISをとりまく背景として、①GISの誕生からGIS革命、②自治体GIS研究の動向と課題、③地理学における地理空間分析手法を地方自治体の政策立案へ適用する際の問題点について整理している。これらの背景から、既往研究において自治体GISの利用があまり検討されていなかった市町村の住民登録、環境、医療・福祉、清掃、商工・観光、教育、防犯、その他部門を非図面管理部門という本研究独自の枠組みで定義している。そして、統合型GISの政策立案のための技術的方法を整理・検証することを研究目的としている。具体的には日本の市町村の統合型GIS利用の典型例と考えられる京都府宇治市役所を研究対象として、①統合型GIS利用方法の再整理、②統合型GISの政策立案のための技術的方法の整理・検証、③地図導入・更新費用の効率化が強調されてきた統合型GISの新たな活用手法を提示している。

第3章…市町村でのGIS利用の現状

本章では、市町村へのGIS導入状況の経年的な考察や詳細な項目分析から、統合型GIS導入のための問題点を考察している。その結果、

人口規模が10万人以上の市においてGISを利用した地理情報管理の必要性に最も迫られており、統合型GIS普及のためには非図面管理部門を含めた全庁的な統合型GIS利用を進めることが必要であることを明らかにしている。

#### 第4章・非図面管理部門の統合型GIS利用ニーズ

本章では、非図面管理部門の現場へのヒアリング調査を実施して、これらの部門での統合型GISの利用方法を検討し、その効果を整理している。その結果、非図面管理部門においても日常業務において様々な地図が使われており、現場での統合型GISへの多様な潜在的ニーズが存在していることを明らかにしている。特に、①正確な土地地番データを利用した統合型GISでの住所検索機能による日常業務への利用、②アドレスマッチングによる行政情報の地図化や小地域統計情報との組み合わせによる計画業務等への政策立案への利用、が有効であることを示している。

#### 第5章・政策立案のための空間単位と集計方法

本章では、市町村の非図面管理部門の業務情報を統合型GISにて活用するための空間単位について考察している。具体的には市町村の行政空間単位と小地域統計について整理し、それらを統合型GISで重ね合わせるための手法として、面積按分法とアドレスマッチング法を提示している。

#### 第6章・清掃部門への適用

本章では、非図面管理部門の清掃部門を対象として、行政上必要な空間単位と小地域統計を合わせるための集計方法として、面積按分法の具体的適用例を示している。そして、市町村のごみ収集区域という非常に小さな空間単位から、ごみ排出要因を追求するための空間回帰分析を行っている。その結果、統合型GISの政策立案のために、業務情報と

小地域統計情報を面積按分法により重ね合わせて活用することが有効であることを提案している。また、ごみ収集区域のような非常に小さな空間単位を対象として、要因分析をする場合には空間回帰モデルを適用する必要性があることを明らかにしている。

#### 第7章・子育て支援部門への適用

本章では、非図面管理部門の子育て支援部門を対象として、行政上必要な空間単位と他部門の行政情報を合わせるための集計方法として、アドレスマッチング法の具体的適用例を示している。そして、ネットワーク距離定義・非集計の需要地点データによる立地・配分モデル適用結果を活用して、さまざまな距離・需要地点定義での結果と比較することにより、適用誤差を検証している。その結果、行政が持つ個別住所情報より、正確な固定資産税地番ポイントデータとアドレスマッチングすることにより、市町村が必要とする特定領域で正確に集計することの有効性を明示している。さらに、P・メディアン問題、最大カバー問題で立地・配分モデルを適用する際には、ネットワーク距離定義による町丁・字等单位での集計データを使用しても、最適立地点の算出に問題ないことを明らかにしている。

#### 第8章・非図面管理部門での統合型GIS活用

本章では、非図面管理部門の統合型GIS利用を、①業務効率化、②情報相互、③政策立案、の3段階に再整理している。

これまで非図面管理部門ではGISを活用しようという職員の意識やGIS導入のための予算は存在しえなかったとし、本研究で提示したような方法でGIS利用をコーディネートすることにより、全庁的に統合型GISを有効に活用できるようになると述べている。その結果、全庁的な部門間の情報共有化による行政サービスの高度化が実現され、ここに市町村への統合型GIS導入のもう一つの意義があると指摘してい

る。

第9章・おわりに

本論文の意義は、以下の3点にまとめられる。

①社会的な意義として、市町村の統合型GIS普及をすすめるために非図面管理部門での日常業務の効率化、情報相互利用の活発化、政策立案の高度化を統合型GISにより実現する方法を整理した。

②地理学における意義として、市町村の小地域へ地理空間分析手法を適用する場合の空間的自己相関問題、集計問題の解決法について、実際の市町村データを使って検証した。

③自治体GIS研究分野での意義として、非図面管理部門という独自の枠組みを提案して、非図面管理部門での政策立案への利用という市町村の統合型GIS利用のもう1つの意義を明らかにした。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文の目的は、地方自治体職員である学位申請者の経験を活かし、地方自治体におけるGIS利用の拡大を図る際の課題を詳細に明らかにし、それら課題を踏まえて統合型GISを政策形成に利用するための分析手法を技術論の観点から整理し、検証することである。

また、本論文は、アカデミックな地理学ひいては地理情報科学の理論や方法を、地方自治体での現場でどのように活用することができるのかを模索し、応用地理学的な視点をも含んでおり、極めて意欲的な論文でもある。

その中で、本論文は、学位申請者が勤務する京都府宇治市を主な研究対象自治体として、自治体の多様な業務の中で、清掃部門や子育て支援など、これまで日常的には積極的に地図やGISを活用してこなかった業務に注目した。そして、地図を使用しない部門を非図面管理部門と規

定した上で、部門の特徴を精査し、業務効率化と政策形成に寄与するために、この部門でGISを応用する際の課題を分析技術論の観点から検討した(学術雑誌に掲載済み)。

本論文の課題としては、現代日本の地方自治体、ことに基礎自治体における統合型GISの利用動向に関する検討と、この論文の主な研究目的である技術的分析手法の整理の検討とが、適切に統合されていない点である。また本論文のキーワードの1つである政策立案という用語の概念規定が不十分であるという課題もある。

しかし、本研究は日本の基礎自治体においてGIS利用に関する動向と課題を詳細に検討し、アメリカ合衆国や日本の公共部門における地理学のGIS利用に関する先端的な研究動向を精査して、自治体の政策課題の解決に向けてGISが貢献しうる可能性の一端を検討した。また、GISの利用に関して自治体の職員のみが認識できるような具体的な、実践的課題を指摘したことは高く評価される。

まず、清掃部門では、現場の職員らがこれまで見たことのない細かい空間単位ごとのごみの排出量をGISの基本手法の1つである面積分析法を用いて地図化し、その排出要因を、空間的自己相関の影響を取り除く形での空間回帰モデルで明らかにした。

そして、子育て支援部門では、自治体内で利用可能な住民基本台帳の住所情報にアドレスマッチングを適用することにより、対象とする幼児のいる世帯を点として地図化し、立地・配分モデルを適用することから、最適な子育て支援施設の配置問題に貢献した。また、これまで、このようなミクロな需要分布に基づいた立地・配分モデルの適用事例は、データ取得の問題からほとんど行われておらず、集計単位や需要地点から施設までの距離の定義などによる、モデル適用結果の差異を明らかにする点においても意義深い実証研究である。これらの実証研究は、学術雑誌

に掲載済みまたは投稿計画中である。

審査委員会は、いくつかの課題や問題点を含みながらも、本論文は地理学と地理情報科学分野において、ミクロレベルにおける新しい分析的な地理学的研究を整理・提案したものであり、学術的水準を十分に備え、また、地方自治体の現場でのニーズに対応する応用研究としても価値のあるものであると判断した。さらに、口頭審査における質問などに関する応答も確であったことから、十分に博士学位の授与に値する研究内容を含んでいるものと判断し、博士学位を授与するにふさわしい論文であるとの評価で一致した。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇〇九年十二月十五日午後0時30分から午後2時30分まで、末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員会は、大学院文学研究科人文専攻博士課程後期課程の在学期間における学会発表（本論文の一部は、日本を代表するGIS学会誌『GIS—理論と応用』に2論文掲載されている）などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

桐村 喬

九八

### 『小地域単位による地域の類型化手法に関する地理学的研究』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一〇年三月三十一日

審査委員

主査 矢野 桂 司

副査 生 田 真人

副査 中 谷 友 樹

#### 論文内容の要旨

本研究の目的は、小地域単位による地域の類型化に特有の問題点を適切に処理できる、自己組織化マップ SOM (Self-Organizing Map) を利用した小地域単位による地域の類型化手法を提示することにある。そして、提示した手法を利用した事例研究を通じて、小地域単位による地域の類型化における時系列比較の困難さに関する問題についての議論を進め、その問題の一定の改善を図ることにある。その結果、最終的に、SOMを利用した小地域単位による地域の類型化の手法と適用方法が確立される。

#### 第1章 序論

本論文は、小地域単位による地域の類型化手法に関する地理学的研究として、小地域統計の整備状況を整理した上で、既往研究をレビューし、

小地域単位による地域の類型化に特有な問題として、地区数の多さ、外れ値の多さ、時系列比較という3つの点を指摘した。そして、前者2つを類型化手法に関わる問題とし、時系列比較の問題を類型化を適用する方法論的な問題と区別した。これらの問題を克服した地域類型手法を提案し、その有効性を実証することが、本研究の目的である。

第2章 SOMを用いた小地域単位による地域の類型化手法(SA-SOM)の提示と技術的評価

そのうえで、前者の技術的な類型化手法の問題解決方法として、近年、人工知能手法の1つであるSOMを、外れ値の多さの問題に対処できるSA-SOM (Small Area SOM)として提案した。具体的には、関東地方の事業所・企業統計調査の調査区集計データを用いて、SOMと従来のK-means法との比較を行い、SOMの優位性を具体的な数値データを用いて明らかにした。

第3章 因子生動的な手法とSA-SOMによる一九七〇年の京都市における民族的状況次元の検討

そして、SA-SOMと従来の因子分析手法との結果の比較を、一九七〇年京都市における外国人統計を含んだ分析を通して明らかにし、両手法の問題点を示した。また、その過程において、従来の因子生動的な研究において看過されてきた、日本の都市における民族的状況次元の存在を示した。

第4章 SA-SOMによる東京23区における社会経済的地域分化の検討—類型による外国人集住地の検出—

さらに、東京都23区を対象に、通常の国勢調査と事業所・企業統計調査の小地域データに、東京都の独自集計の国籍別データにSA-SOMを適用し、従来の因子生動的アプローチと比較して、SA-MOSによる分析結果によって、社会・経済的状況、事業所地域分化、民族的

状況をより詳細に明らかにできることを実証した。

第5章 SA-SOMを利用した相対的比較による長期的な時系列変化の検討—近現代における京都市の居住地域構造の変化—

また、SA-SOMの時系列比較の問題に対する方法論として、①変数や空間単位の変動の大きい、長期的な変化に対して有効と思われる相対的比較と、②変数や空間単位の変動の小さい、短期的な変化に対して有効と思われる絶対的比較を提唱し、2つの実証研究を通して、それらの有効性を明らかにした。

まず、相対的比較に関しては、一九一一年、一九六五年、二〇〇五年の京都市の居住地域構造の変容に関して、空間単位、空間範囲、採用変数の異なる3年次の各データセットに、SA-SOMを適用し、それぞれの年次における空間的パターンの持続性を、地域類型の空間的自己相関分析から明らかにした。

第6章 SA-SOMを利用した絶対的比較による短期的な時系列変化の検討—神戸市既成市街地における震災前後の居住者特性の変化—

そして、絶対的比較に関しては、阪神・淡路大震災を含む一九九〇、一九九五、二〇〇〇、二〇〇五年の4年間の神戸市の復旧過程からみた居住地域構造の変容を対象に、(4年次×各年次空間単位)×採用変数の巨大なデータ行列を作成して、それにSA-SOMを適用した。その結果、類型の経年変化をSA-SOMの分析結果の1つであるマップ上での軌跡として可視化し、神戸市における震災後の復旧過程における変容の一側面を明らかにした。

第7章 小地域単位による地域の類型化手法としてのSA-SOMの有用性と課題

SA-SOMの有用性と課題として、従来の因子生動的な手法と比較しながら、SA-SOMの長所・短所を整理した。パラメータの基準に

関する問題など、解決すべき課題や適用時の慎重さが求められるものの、小地域単位による地域の類型化手法としてのSA-SOMは、地理学的な諸分析への適用という点で一定の到達点に達することができた。

## 第8章 結論

最後に、本論文の概要と、小地域単位による地域類型手法の今後の展開の可能性を結論において提示している。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、地域類型の地理学的研究において多用されてきた統計分析手法（因子生態的手法）を批判的に検討し、SOMという新たなクラスタリング手法の特徴と可能性を検討した、優れた実証的研究である。本論文の中核は、東京や京都、神戸などの大都市を対象にして大量のデータを分析した、4つの実証分析である。既往の因子生態的手法と小地域統計の地理学的分析で顕在化する、外れ値の影響を抑制した改良SOM（SA-SOM）の技術的特徴を、大量のデータを用いて実証的に比較分析し、SA-SOMとの相違点さらには優位性を明確にした。それは、従来の地理学的分析の特徴を分析技術の上から客観的に明らかにしており、方法論上の大きな貢献となっている。

また、本論文では、小地域単位を用いた地域の類型化問題における時系列的比較の困難さと可能性を検討した2つの実証分析が、特に優れている。この問題について申請者は、3類型を設定し、その内の2類型について相対的比較と絶対的比較に分けて実証的に検討した。前者の、京都市域の大正期以降の居住地域構造の変容に対して、相対的比較を適用した章については、比較の基準となる年次（一九六五年）の設定に関してデータ上の制約から若干の制約があるものの、長期的なタイムスパンにおける時空間分析の可能性も明示した点は高く評価される。

しかし、英語圏のSOM研究に関する近年の文献研究が十分でないこと、また、近年のジオデモグラフィクスあるいはセンサスのクラスタリングに関する研究史に若干の不足がみられることが惜しまれる。

さらに、区画統一に関する面補間による方法に言及すべきである、類型記号をネーミング化すべきである、東京における居住者特性と事業所特性の関連づけや、京都における都市のダイナミズムに対する考え方を明示すべきである、「因子生態的手法の失敗」を「客観的な方法の問題」とするのは意味がやや不明瞭である、といった課題が指摘された。今後は、SOMを用いた新たな研究の可能性や、理論を前提とする演繹論的アプローチと、探索的な機能論的アプローチとの対立に関する議論をさらに深めていただきたい。

審査委員会は、いくつかの細かな課題が指摘されたものの、本論文は地理学とりわけ地理情報科学分野における従来の小地域の地域区分方法を批判的に論考し、AIに基づくクラスタリング手法の1つであるSOMを改良して、大量の小地域を類型化する方法を提案し、その有用性を多様な観点から確かめた極めて優れた実証研究であると判断した。さらに、口頭審査における質問などに関する応答も的確であったことから、十分に博士学位の授与に値する研究内容を含んでいるものと判断し、博士学位を授与するにふさわしい論文であるとの評価で一致した。

### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年二月一日午後1時から午後3時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動（特に、本論文の一部は、日本の地理学界で最も権威のある『地理学評論』と『人文地理』に掲載済みである）、また、公開審査の質疑応答

を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。  
 以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

近藤 暁 夫

### 『事業所広告活動の地域的展開

——消費者関連産業を中心に——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一〇年三月三十一日

審査委員

主査 藤 卷 正 己

副査 江 口 信 清

副査 中 谷 友 樹

### 論文内容の要旨

本研究は、これまでの経済地理学、とりわけマーケティング地理学研究の批判的検討をふまえ、事業所による広告活動に関する研究の重要性を説くとともに、小売業や対個人サービス業など、消費者と直接取引を行う消費者関連産業の広告活動の地域的展開の空間的特性と、その分析を通して、事業所の立地適応プロセスを解き明かそうとした論考である。

本研究では、まず、消費者関連産業が、到達する空間スケールの異なる多様な広告媒体（折込みチラシ広告・新聞広告・雑誌広告・屋外広告・テレビ広告・ラジオ広告）を複合した広告活動を選択的に展開している点に注目し、「空間的メディアミックス」と名付けた新たな概念的枠組みにもとづき、事業所の広告活動の整理が試みられる。次いで、経済地理学的な観点から、北海道と沖縄を除く日本全国を「高密度地帯」・「中密度地帯」・「低密度地帯」の3地域に、さらに各地帯においては「都心地区」・



「既成市街地区」・「農山村地区」の3地区に細分したうえで、広告活動の空間的規則性や地域的差異の探究を試みようとする。その際、本研究では既存の統計資料のみならず、独自の対事業所アンケート調査や、現地での屋外広告の「目視悉皆調査」によって得られた詳細なデータにもとづき、各地帯・地区における広告活動の地域的展開のパターンの空間的スケールを超えた共通性と地域的差異とを析出し、そうした動向から消費者関連産業に属す企業の「立地適応プロセス」を説明しようとするものである。

その結果、消費者関連産業の事業所の広告活動は、「高密度地帯」・「中密度地帯」・「低密度地帯」の3地域、また「都心地区」・「既成市街地区」・「農山村地区」の3地区において、採用される広告媒体の種類に差異がみだされるものの、広告活動は空間的スケールの違いにかかわらず、事業所を中心に空間的階層性をもって同心円状に展開されることが明らかにされた。他方、屋外広告についてみた場合、事業所の立地する地域や事業所の業種などの属性に応じて、採用する広告媒体の種類や広告の展開範囲に広狭の差異がみだされること、事業所との距離に応じて掲出される広告情報の質の差異がみられることが解明された。

### 第1章 はじめに

本章では、近年の日本における経済のサービス化の動向を概観しつつ、地理学が消費者関連産業の活動を研究対象とする必要性が指摘されている。そして、これまでマーケティング地理学が積極的に取り組んでこなかった消費者関連産業の事業所の立地適応プロセスに関する研究の有用性、とくに事業所と消費者とを媒介する広告活動に焦点を当てることの有用性が指摘され、本研究の目的と意義とが論じられている。

### 第2章 日本の消費者関連産業と広告活動

本章では、日本の消費者関連産業の全国的展開を俯瞰しながら、消費者関連産業の地域的展開にかかわる実証研究を行うために、消費者関連産業の経営に関わる外部環境の差異に留意して、北海道と沖縄を除く全国を「高密度」・「中密度」・「低密度」の3つの地帯に、さらに各地帯における広告活動の立地展開に関する微細な分析を行うために、「都心地区」・「既成市街地区」・「農山村地区」の3地区に地域区分が試みられている。

### 第3章 事業所広告活動の特徴

本章では、消費者関連産業の広告活動の一般的特性、および東京都・中京大都市圏（高密度地帯）、福島県（中密度地帯）、鳥取県（低密度地帯）における事業所の広告展開の状況分析により、「空間的メディアミックス」には以下のような4つの空間的な階層が存在することが明らかにされている。

「第1階層」…都道府県および東海エリアなど都道府県単位の範囲では、テレビ・ラジオ広告が卓越しており、事業所名などの基本的情報のPRに重点が置かれている。これらの広告媒体は、当該事業所に関する地理的情報の少ない消費者を対象とする観光関連・不動産関係の比較的規模の大きな事業所により活用されている。「第2階層」…都道府県内（市区町村）の空間的スケールでは新聞・雑誌広告が主たる媒体となり、広告には事業所の所在地のみならず事業所の業務や商品の内容の情報が掲示される。これらの広告媒体は、買回り品の小売店や医療業によって多く活用されている。「第3階層」…隣接市区町村（事業所の属する市町村）では、イベント情報などの時事的情報が掲示された折込みチラシによる広告展開が有力となる。この広告媒体は、事業所近傍の範囲に集中的に広告投入することにより、消費者の来店促進が期待される小売業で活用される。「第4階層」…消費者の事業所への来訪を促すため、事業

所位置の提示と誘導を行なう屋外広告活動を典型とする。既存市街地や農山村地区で頻出するこの媒体の広告到達範囲は最も狭く、事業所から5 km程度の範囲内にとどまる。屋外広告は医療業の事業所など、対個人サービスの事業所が多く活用する。

以上のことから、事業所の広告展開は消費者に対して、遠距離においてはイメージ構築を重視した、広く浅い宣伝内容となっており、近距離になるほど具体的・説得的な情報を織り交ぜていくことが明らかにされている。さらに、消費者関連産業の広告展開は事業所を中心に同心円状に展開すること、そして、広告展開の階層構造と同心円状の距離減は、あらゆる地域の消費者関連産業において業種を問わずみだされる性質であることが析出されている。

#### 第4章 高密度地帯と都心地区における事業所広告活動

本章では、東京都および中京大都市圏のように、事業所と消費者が高密度に分布し、広告の掲出をめぐる事業所間競争が激しい条件下で、消費者関連産業の事業所広告活動がどのように展開されるかについて検討が加えられる。その結果、高密度地帯では、コスト効果を意識した狭い範囲での集中的な広告展開と、インターネットを介した消費者とのコミュニケーションの構築を重視する傾向が顕著であること、また、屋外広告活動についてみた場合、高密度地帯の都心地区に立地する事業所は、地代の高さなどの理由から、既存市街地や農山村地区に比べて広告掲出数が少ないことが明らかにされている。

#### 第5章 中密度地帯と既成市街地における事業所広告活動

本章では、福島県のような中密度地帯ならびに既成市街地での事業所広告活動について検討が加えられ、中密度地帯ならびに既成市街地では、消費者も一定数存在することから、複数の広告媒体を組み合わせた同心円状の広告の空間的メディアミックスが明瞭に確認できることが明らか

にされている。そして、既存市街地の縁辺部においては、事業所の屋外広告活動が活発であることを、広範囲・長距離に及ぶ「目視悉皆調査」によって得られたデータの分析により検証が試みられている。

#### 第6章 低密度地帯と農山村地区における事業所広告活動

本章では、低密度地帯の事業所広告活動と農山村地区における屋外広告活動に関する分析が試みられている。これまでの経済地域区分では周辺部として位置づけられ、過疎化・高齢化が進み、住民の所得水準も高くないと説明されてきた低密度地帯、とりわけ農山村地区では、事業所の密度が低く、事業所間の競争が激しいとはいえないものの、消費者の絶対数が少ないことから必ずしも個々の事業所の経営が安定しているとはいえない。こうした外部環境においては、消費者関連産業事業所は広域から消費者を呼び寄せるような広告活動の展開が看取される、と論じられている。

#### 第7章 立地適応活動としての事業所広告活動

本章では、前章までの理論的考察と実証研究とについての総括が試みられている。すなわち、広告活動は事業所の立地適応活動にほかならず、消費者関連産業の事業所は外部環境に対応して、空間的な階層性をもつ同心円状に展開される「空間的メディアミックス」を選択的に採用するとの仮説の有意性が再検証されている。また、消費者関連産業の事業所広告活動は、東京を中心に全国に向けて一元的に発信される製造業などのマス広告と異なり、全国いたるところで展開されている極めてローカルなものであるが、とくに中密度地帯や低密度地帯での活動が活発であること、事業所広告活動は事業所の周囲の環境に応じて対応の様態が異なるため地域的な多様性が大きいことが論じられている。さらに、事業所広告活動は全体において、事業所の近傍ほど提示される情報量と種類が多く、事業所から離れるほど小さくなるという、事業所から発信さ

れる情報の距離遞減傾向の意味について議論が展開されている。

## 第8章 おわりに

本章では、本論文のまとめが行われるとともに、以下のような今後の検討課題が提起されている。

①本研究では、これまで事業所の立地分析と消費者の空間行動という独立して研究されてきた分野を立地適応の概念によって統合し、地域を舞台とした企業（事業所）と消費者との相互作用を動態的にとらえる視点が提示されたが、結果として企業から消費者に向けた一方的な働きかけである広告活動（とくに屋外広告活動）の実証分析にとどまっております。今後は事業所広告活動の効果測定法を確立したうえで、事業所活動と消費者の相互作用の実態が解明されねばならないこと。

②本研究では静態的分析に終始し、時系列的な視点を欠いたものとなっているが、今後は消費者関連産業の事業所広告活動の経年的・動態的分析が行われる必要があること。

③また、研究の精度を高めるために、本論文において対象地域から除外された北海道と沖縄における事業所の広告活動の実態調査が遂行されるべきであること。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、マーケティング地理学の観点から、広告活動を消費者関連産業の立地適応活動としてとらえ、日本の事業所、とりわけ消費者関連産業の広告活動の地域的展開の様態について考察を加えたものである。すなわち、本論文では、北海道と沖縄県を除く日本を高密度・中密度・低密度の3地帯に、さらにそれぞれの地帯を都心地区・既成市街地・農山村地区の3つに小区分したうえで、空間的スケールや外部環境を異に

する各地帯・地区において、事業所広告活動の地域的展開がどのような空間的規則性と差異をみせるのかについて分析と考察がなされている。

本論文における議論の組み立てを確かなものにしたのは、相当の分量での対事業所アンケート調査と、広範囲・長距離に及ぶ屋外広告の「目視悉皆調査」によって得られたオリジナルなデータをもとに、堅実な統計分析とGISを用いた精緻な地図分析とによって数多くの新たな知見が得られたことである。そして、考察の過程で作業仮説が実証されるとともに、それらを説明するに必要な「空間的メディアミックス」などの独創的な考察の枠組みや概念用語の生産、説明モデルの構築に及んだことは、本論文をして、これまで閉塞状態にあったマーケティング地理学の新たな展開を予感させる内容となっている。

しかし、いくつかの問題点と今後検討を要すべき課題を指摘せざるをえない。まず、広告活動は「消費者関連産業」と消費者の相互作用を促す媒体であるとしているが、申請者自身も問題指摘しているように、広告に対する消費者の反応・行動に関する考察が行われていない。広告を生産する側の戦略についてアンケート調査や目視による（屋外広告の）悉皆調査を通じて、広告を発信する側の戦略（立地適応活動）は把握できたとしても、消費者の「広告活動」に対する反応は明らかにされていない。

次に、本論文では、「空間的メディアミックス」など、申請者による斬新な分析・概念用語が数多く提示され、それらが本研究における議論の展開を躍動させた点において効果があつたと思われるが、それらの用語について読者の理解を十分に得るまで、説明が丁寧に行われていたとは言いがたい。地域区分に基づいた実証研究の位置づけについても、論理的な明晰さを欠く部分が多々みられ、広告活動を文脈づける地域区分のあり方についても、今後のさらなる理論的な意義付けと精緻な操作が

必要と思われる。さらに、本論文の主要な概念用語である「立地適応」はきわめて動態的な意味をはらんでいるにもかかわらず、実際には一時点のデータを用いての考察にとどまっている。たとえば、生態学という「適応」の概念は、主体（組織）が生き残るといふ目的を維持するために、外部の変化する環境との関係と主体内部の関係性を変化させる一連の過程を指している。したがって、「立地適応」という考え方に立脚した研究を指すのであれば、事業所の広告活動の地域展開にかかわる通時的分析・考察が求められよう。

本論文は、以上に例示したようないくつかの課題や問題点を指摘せざるをえないものの、経済地理学において企業の広告活動を主題にとりあげた研究が乏しいなかで、真つ向から企業からの情報発信のあり方の空間性に着目した本論文の学界における意義は、十分に高いものと考えられる。とりわけ、本論文が提起した広告活動の階層的空間性を「空間的メディアミックス」というオリジナルな概念的枠組みによって検討、整理し、膨大な件数のアンケート調査と「目視悉皆調査」という詳細な実地調査の成果をもとに、屋外広告活動の一般的傾向と地域的状况（外部環境）に応じた差異を明らかにした点は、大いに評価される。さらに、口頭審査における質問やコメントに対する応答も的確であったことから、本論文が博士学位の授与に値する研究内容を持ち、少なくとも日本におけるマーケティング地理学の最先端をいく水準にあるものと判断し、博士学位を授与するにふさわしい論文であるとの評価で一致した。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年七月三日午後3時から5時まで、学術館第二研究会室で行われた。

審査委員会は、申請者が本学大学院文学研究科地理学専攻博士課程後

期課程の在学期間中に精力的に研究活動を進め、日本地理学会誌『地理学評論』と経済地理学会誌『経済地理学年報』にそれぞれ1論文ずつ掲載されるなど、日本の地理学界を代表する学会から評価を得たこと（これらの掲載論文が本論文の一部を成している）、また、公開審査における質問やコメントに対して的確な応答を行ったことから、申請者が博士学位にふさわしい能力を有することを確認した。

以上の点を総合的に判断し、本論文が、本学学位規程第十八条第一項にもとづき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

上田 学

## 『興行形態に基づく初期映画観客の研究』

——東京市の事例を中心に——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一〇年三月三十一日

審査委員

主査 竹山博英

副査 小松弘

副査 富田美香

## 論文内容の要旨

『興行形態に基づく初期映画観客の研究』は、映画専用の常設館や撮影所での映画制作が整備され始めた一九〇三年から一〇年にかけての映画観客を考察対象として、初期の日本映画の発展を子細に分析したユニークな研究である。本論文で扱われているのは主として東京市の事例であるが、それはこの時期に東京が他の都市に先駆けて、映画専用の常設館を多数持ち、多様な層の映画観客を生み出していたためである。考察の時期が一九〇三年から一〇年にかけての初期映画期に設定されているのは、史料の少なさから未だその様態が明らかにされ得なかった初期日本映画の研究に正面から取り組んだ結果であり、今までの日本映画研究史で通説とされてきた、日露戦争(一九〇四—〇五)が契機になって日本の映画産業が発達した、という説に対して、本論文は再検討を行い、新たな視点を導き入れることに成功している。

一〇六

第1章「日露戦争期の興行と観客」では、日本で映画への関心が高まったこの時期に、独自の興行形態が存在したことが指摘され、考察される。つまり日露戦争を実際に写したドキュメンタリー映画とともに、戦場の場面を他の場所で再現したフィクション作品、さらには戦争とは関係ない娯楽作品が同時に上映されており、それらの興行は主に都心の劇場で行われていたことである。本論ではこうした興行形態から、観客は、映画のフィクションとノンフィクションを並列的に受容すると同時に、それらを日露戦争に関するある種の統一的「物語」として捉えていたことを明らかにする。そしてそうした興行を支えたのが、経済的に余裕のあった都市の中間層であったことが示される。

第2章「日露戦争期の興行街外部の観客層」では、従来の映画史では取り上げられることのなかった、興行師が行う興行以外の、学校、軍隊などで行われた映画上映会の様子が明らかにされる。そうした既成の興行の枠の外で行われた上映会では、愛国婦人会の活動が顕著であり、愛国婦人会は地方遊説と映画上映会を組み合わせ、全国を回り、多くの観客を集めた。皇族の賛助を得るなどして、映画上映会の権威付けを行った同会の活動には、映画会社も参画しており、これらの上映活動を通じて、中間層とともに富裕層も映画観客に取り込むことに成功した。

第3章「一九〇〇年代後期における観客層の拡大」では映画常設館の誕生と発展が論じられる。日本で初めての映画常設館は、一九〇三年に改装された浅草電気館である。電気館は都市の中間層だけでなく、庶民も観客として集客するようになり、浅草では見せ物小屋の改装が次々に行われ、映画常設館が増えていった。そして一九〇九年、電気館に劇場を意識した画期的な改装が行われ、映画常設館として、劇場に親しんでいた庶民層の観客をも吸収していった。

第4章「一九〇〇年代後期における観客性の変容」では現存する最古

の日本映画とされている『紅葉狩』が、映画興行にどのような意味を持ったか考察される。『紅葉狩』は一八九九年に九代目市川團十郎と五代目尾上菊五郎の主演で撮影され、一九〇三年に公開された。一九〇三年の興行では、歌舞伎の再現を意識し、囃子方を付けるなどして、歌舞伎に親しんでいる観客を取り込もうとしたが、一九〇八年の再上映時には、時代劇映画を示す「旧劇」映画として興行され、観客も必ずしも歌舞伎に親しんでいる層ではなくなった。こうした変化の背後には、一九〇七、八年頃から制作が盛んになる旧劇映画の普及があり、歌舞伎が上演される大劇場にあまり馴染みのない層が、映画観客として数を増してきた。こうした新しい観客層は、日露戦争期に複数の映画の組み合わせに何らかの「物語性」を認めていた層とは違い、映画を個別の表象としてとらえるようになったのである。

第5章「一九〇〇年代後期の子供の観客層」では、映画興行の中心が浅草六区に移動したことで、都市人口の増加により、子供の観客の数が増え、それが教育的見地から問題を起こしたことが述べられる。また子供を意識した映画興行として三越の汽車活動写真館があった。これは汽車の車両の中で実写フィルムを写し、トラヴェログ的物語を構成しようとする試みであり、富裕層の子供を対象としたものであった。しかしこうした活動も、新しい興行街の発展によりすたれ、子供の観客は常設の映画館に取り込まれていくのである。

本論文は結論として、日露戦争が日本における映画の普及に果たした役割は認めつつも、それ以上に映画常設館の開設が映画普及に大きな役割を果たしたと結んでいる。観客層や興行形態の変化が日本の映画産業発達に大きな影響を与えたことを、新たな資料も含めた、膨大な資料の分析から導き出した、ユニークな労作である。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は日本の映画産業が勃興してから、徐々に発達しようとする初期映画期を扱っており、中でも特に興行形態と映画の観客層を分析することで、この時期の映画産業の特徴を明らかにしようとしている。本論文が、再検証のされることの少なかった日本の初期映画期を対象を絞り、かつその観客層から映画史を論じようとした視点は非常にユニークであり、斬新さを感じさせる。

論者が特にこだわったのは、日露戦争を契機に映画が多数作られるようになったという通説を再検討することであった。この時期の映画史に関する資料は、作品の90%以上が現存しておらず、文献資料も非常に少ないため、論者は新聞記事を初めとして、新聞広告、雑誌記事、雑誌広告、映画関係者の回想録など、手に入りやすい資料を丹念に渉猟し、特に観客に関するものを中心に分析した。そして日本映画の普及と発展に貢献したのは、必ずしも日露戦争だけではなく、浅草を中心とした、映画常設館の活動があったことが主張される。こうして論者は映画興行自体が広範な観客層を開拓していた事実を明らかにした。本論文の意義は今まで知られていなかった様々な資料を駆使し、新たな視点から日本映画史を捉えたところにある。

本論文では特に新聞記事が多く引用されているが、映画に関するこの時代の新聞記事は数が少なく、断片的で、扱いは難しい。しかし論者はこうした点を良く考慮し、非常に慎重に資料を扱い、時には必要に応じて統計資料を引くなどして、論旨を展開している。こうした手堅い手法は高く評価できる。

また第3章では浅草の映画常設館「電気館」が論じられているが、それには電気館の平面図が用いられていて、建築物の構造から映画の観客

層を分析する視点は興味深く、示唆に富んでいる。

だが以下のような問題点、課題も指摘されている。

まず論点が多岐にわたっていて、ややもすると統一性に欠けるという印象を与えてしまうという点である。論旨の流れにさらなる配慮が必要であったという指摘がなされた。

また観客論という視点から本論を見ると、興行形態を分析する上で新聞記事を基本資料としたことから、新聞読者層を主な対象とした興行情報に依存しがちであり、各章での観客層ならびに観客性の具体的な様相が必ずしも明瞭に描出されていない。観客の経済状態や教養に関して、より細かい資料の提示や指摘が望まれた。

さらにこの時代の日本映画を分析する際、他の対象も考慮すべきという指摘がなされた。例えば一九〇〇年代の初頭には寄席が映画上映の場所を提供していたが、こうした場での興行形態について、分析が弱い、また同時代の世界での上映形態を考えると、寄席や定期市が上映場所であったので、そうした広い視点を持ちつつ、分析を進めれば、さらなる広い視野からの分析が可能になったとの意見も出た。

しかし総体的に見て、本論文は日本映画史の欠落部分を埋める指向性を持った意欲的論文であり、未知の数多くの資料発掘も行っていて、その資料の扱いも、論述の進め方も手堅く、学位授与に値するレベルに十分に達していると評価できる。

#### 試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一〇年六月十三日、14時から16時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

論者の上田氏は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中、様々な学会や研究会で精力的に発表し、若手研究者とし

て高い評価を得てきた。また本論文の公開審査の際は、質問に的確に答え、日本映画、映画史のみならず、歌舞伎、演劇、文学など多方面にわたる該博な知識を有することを示した。さらには日頃の研究活動の中で、英語を初めとする外国語文献を読みこなす能力を備えていることも明らかである。

以上の点を総合的に判断し、本論文は、本学学位規程第十八条第一項に基づき、「博士（文学 立命館大学）」の学位授与にふさわしいと判断する。